

大牟田市 文化芸術 振興プラン

2020~2023

令和2年3月
大牟田市

はじめに

大牟田市では、平成27年に「大牟田市文化芸術振興プラン」を策定し、地域文化の振興に取り組んできました。

この計画の策定から5年を迎え、その間、少子高齢化やグローバル化が益々進展したほか、人々の価値観やライフスタイルの多様化、自然災害の経験など、私たちを取り巻く社会も様変わりしました。このような状況の中、国においては文化芸術と関連分野との連携を視野に入れた総合的な展開を図るため、文化芸術に関する法改正が行われたところです。

また、本市におきましては、平成29年に市制100周年を迎え、まちづくりや人づくりの大切さが改めて認識され、市民も含めてまちを盛り上げようとする機運が高まっています。

そして今、大牟田市は、まちを支える人に焦点を当て、「人が育ち、人でにぎわい、人を大切に作るほっとシティおおむた」の都市像のもと、様々な取組みを進めています。

文化芸術分野におきましても、本市の状況や市民意識調査などの意見を反映させた新たな施策を展開するため、このたび「大牟田市文化芸術振興プラン」を改訂いたしました。

本プランでは4つの基本目標を定め、なかでも本計画期間では「文化芸術を通じた子どもや若者の育成」を重点施策として打ち出しています。それは、次世代を担う子どもや若者が文化芸術に親しむことで豊かな人間性や感性を育み、そのことが、人もまちも魅力あふれる大牟田のまちの形成につながるものと考えからです。

文化芸術は、人々の心を豊かにするだけでなく、まちの魅力を高め、多くの人を惹きつけ、活力を生み出します。本計画でもそのような力を活かして各施策を推進してまいります。

結びに、計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました大牟田市文化芸術振興審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

大牟田市長 関 好孝

大牟田市文化芸術振興プラン | 目次 |

第1章 計画策定にあたって

● 1 計画策定の目的	2
● 2 計画策定の背景	2
● 3 対象となる文化芸術の範囲	3
● 4 計画の位置づけ	4
● 5 計画の期間	4

第2章 本市の文化芸術を取り巻く現状と課題

● 1 本市の現況	6
● 2 本市の文化芸術の土壌	7
● 3 本市の文化施設概要	8
● 4 本市の文化芸術事業等	10
● 5 現行計画(第1期プラン)の総括	12
● 6 市民意識調査等の結果	16
● 7 現行計画総括や基礎調査からの課題と国の動向	26

第3章 計画の目標と具体的な取組み

● 1 大きな目標の設定	32
● 2 基本目標の設定	33
● 3 施策体系	35
● 4 数値目標	36
● 5 文化芸術振興の取組み	37

第4章 計画の推進

● 1 本計画の推進にあたって	50
● 2 各主体の役割	50
● 3 計画の推進体制	52

資料編

● 1 文化芸術基本法	54
● 2 文化芸術推進基本計画	59
● 3 大牟田市文化芸術振興審議会委員名簿	65
● 4 大牟田市文化芸術振興プラン改訂審議の経過	66
● 5 大牟田市文化芸術振興プラン(案)に対する市民意見募集結果	67
● 6 大牟田市文化芸術振興審議会からの答申	68

第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の目的

本市では、平成27年2月(平成26年度)に「大牟田市文化芸術振興プラン」を策定し、文化芸術の振興に関する様々な施策を展開してきました。

その間、少子高齢化やグローバル化がますます進展したほか、人々の価値観・ライフスタイルの多様化、そして自然災害の経験などにより、人のつながりや支えあうことの大切さを改めて認識するとともに、ものの豊かさから心の豊かさへの希求が強くなりました。

このような状況にあって、文化芸術は、生きる喜びや誇りを与え、心豊かな市民生活を築く基盤となり、また、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与することが期待されます。また、他の分野と密接に連携することにより、魅力あふれる活力のあるまちづくりを推進する上で大きな役割を果たすものと考えられます。

このようなことから、これからのまちづくりにおける文化芸術の役割を再確認するとともに、本市の文化芸術の振興と、文化芸術活動を活かした人づくり・まちづくりにつなげることを目的として、文化芸術の振興に関する指針である「大牟田市文化芸術振興プラン」を、この度改訂します。

2 計画策定の背景

現行計画(第1期プラン)では「文化芸術でつながる“人と人”、“人とまち”、市民とともに創造する文化の薫る大牟田市」を基本理念に掲げ、4つの基本施策として「文化芸術の情報発信力の向上」、「個性ある上質な文化芸術事業の充実」、「文化芸術活動への参加機会の充実」、「文化芸術の環境づくり」を定め、地域の文化芸術の振興を進めてきました。

今日、少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など社会状況が大きく変化する中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められています。

また、本市は、平成29年3月に市制100周年を迎え、次の時代に向けた人づくり・まちづくりの大切さが改めて認識されました。

特に、将来を担う子どもたちが文化芸術にふれ、親しみ、心豊かに成長することは、本市の活力を生み出す力となることにつながり、重要な要素です。

そして、国においては、文化芸術振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」(平成13年制定)が平成29年6月に大幅に改正され、名称も「文化芸術基本法」に改められました。ここでは文化芸術の固有の意義と本質的価値を尊重するとともに、その振興のみにとどまらず、文化芸術がもつ社会的・経済的影響と価値を明示し、活用することで、文化芸術の一層の継承、発展、創造につなげることを目指しています。

あわせて「文化芸術基本法」では、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することがうたわれています。

また、平成30年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画」では、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として「目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育」「目標2 創造的で活力ある社会」「目標3 心豊かで多様性のある社会」「目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」を定めています。

3 対象となる文化芸術の範囲

本計画における「文化芸術」の範囲は、原則として「文化芸術基本法」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能などを対象とします。

【参考】 文化芸術基本法における文化芸術の例示

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物及びレコード等	—
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※世界遺産を含む近代化産業遺産の活用については、「近代化産業遺産を活用したまちづくりプラン」に基づき進めています。

【参考】 文化芸術基本法 第2条第10項

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図れるよう配慮されなければならない。

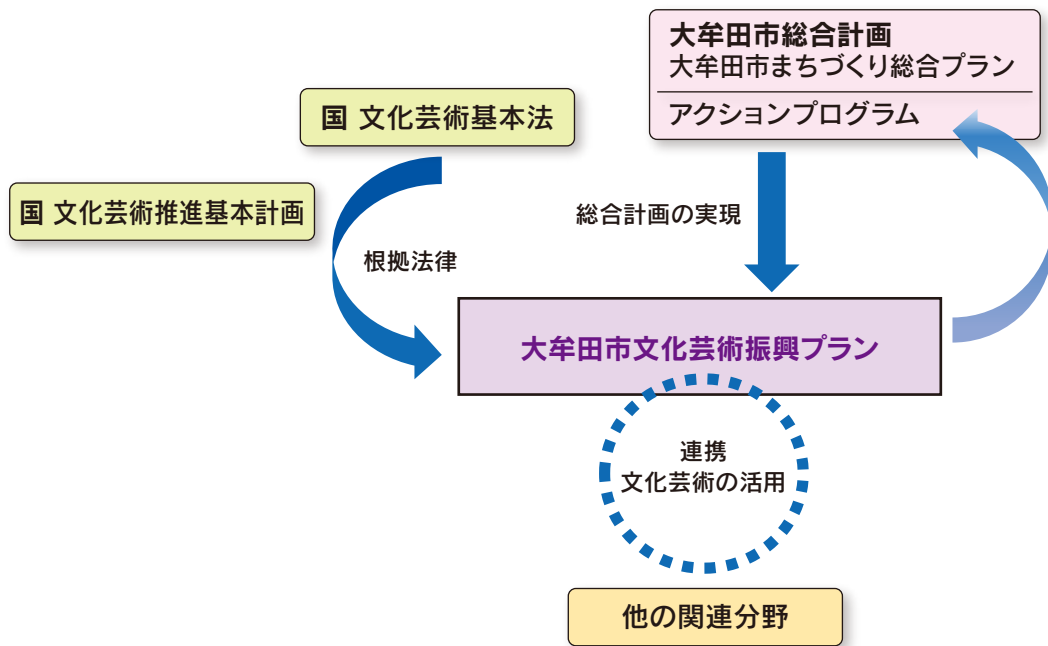
4 計画の位置づけ

(1) 文化芸術基本法との関係

本計画は、文化芸術基本法第7条の2に基づいて策定します。

(2) 大牟田市まちづくり総合プランとの関係

本計画を、「大牟田市まちづくり総合プラン」を上位計画とする分野別計画の一つに位置づけるとともに、まちづくり総合プランに定める目標達成のための指針として位置づけます。



5 計画の期間

本計画の期間は、まちづくり総合プランとも連動を図るため、令和2年度から令和5年度までの4年間とし、社会情勢の変化や事業の進捗状況などにより、必要な見直しを図ります。

年度（平成・令和）								
27年度 2015年	28年度 2016年	29年度 2017年	30年度 2018年	元年度 2019年	2年度 2020年	3年度 2021年	4年度 2022年	5年度 2023年

大牟田市文化芸術振興プラン(1期)

大牟田市文化芸術振興プラン(2期)

第5次総合計画

第6次総合計画(2020~2023)

第2章

本市の文化芸術を取り巻く 現状と課題



1 本市の現状

大牟田市の人口は昭和30年代半ばに21万人近くまで達しましたが、以降、減少が続いており、平成27(2015)年の国勢調査によると、全体の人口は117,360人であり、年齢階級別人口は、年少人口(0～14歳)が11.0%、生産年齢人口(15～64歳)が53.9%、老年人口(65歳以上)が35.1%となっています。

これは、平成22(2010)年の前回調査と比較すると、年少人口は0.6ポイント、生産年齢人口は3.8ポイント減少する一方、老年人口は4.4ポイント増加しています。

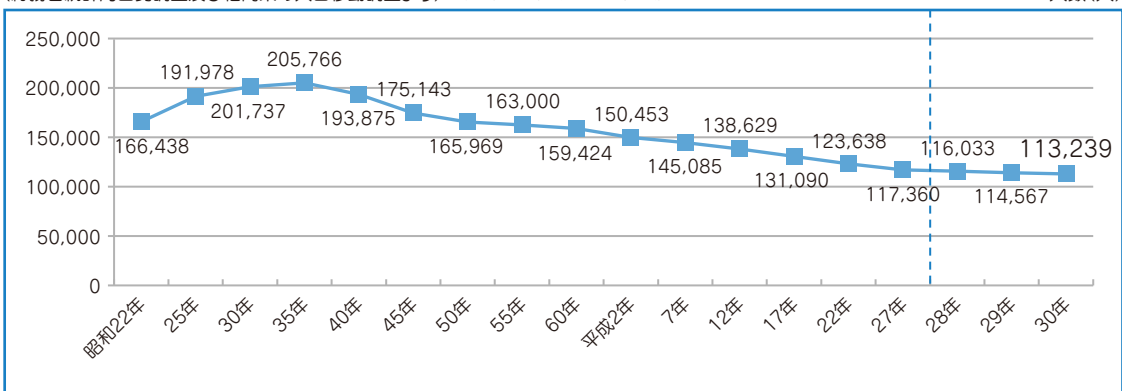
このことは、大牟田市で人口減少とともに少子高齢化が進行していることを示します。

そしてこのような人口減少や少子高齢化は、本市の文化芸術にも影響を及ぼし、文化芸術団体の高齢化や会員数の減少、将来の文化芸術の担い手不足などの課題につながっています。これらの弊害により本市の文化芸術活動が縮小すると、市民の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや人と人とのつながり、まちへの愛着が失われていく可能性があります。

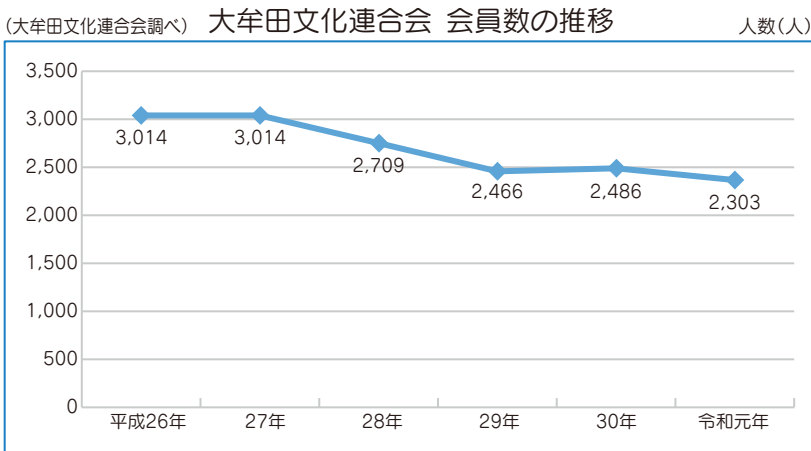
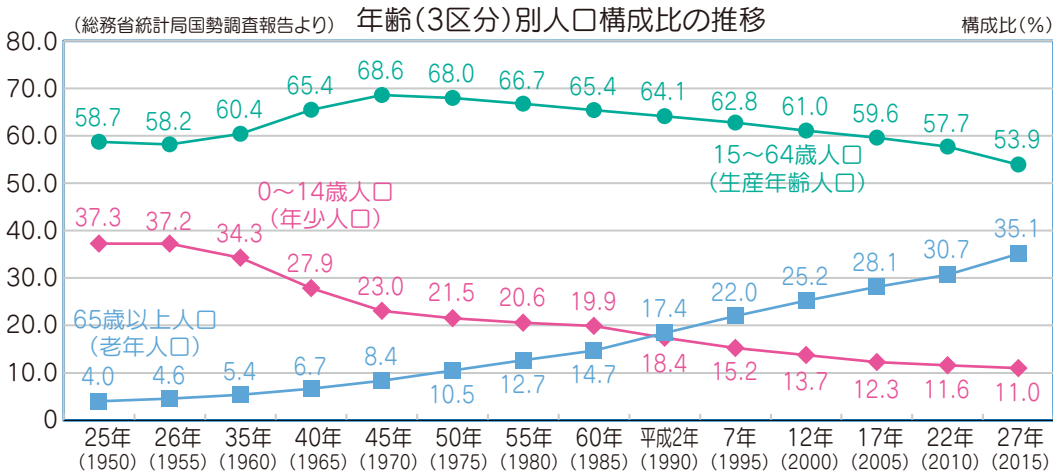
そこで、人口減少が進行する中であっても、多様な人々が安心して暮らせるまち、魅力を感じ住み続けたいくなるまち、若い世代が大牟田で暮らすことの価値を認め心身ともに豊かに生活できるまちを形成していくためには、地域の文化芸術活動が盛んであると同時に、文化芸術の持つ力を活かして人と人とのつながりを育てていくことが必要です。

そして、文化芸術分野の人材を育成するとともに、様々な人々が文化芸術にふれる環境づくりを進め、文化芸術活動の裾野を広げていくことが求められています

(総務省統計局国勢調査及び福岡県の人口移動調査より) 本市の人口の推移 人数(人)



※S22年～H27年は国勢調査人口、H28年～H30年は推計人口です。
この推計人口は、H27年の国勢調査人口を基に、住民基本台帳人口における自然増減及び社会増減を加減したものです。



2 本市の文化芸術の土壌

本市は、明治時代以降、三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに急速な発展を遂げ、日本が大きく成長した明治から昭和にかけて炭鉱のまち・大牟田はその中心にありました。三池炭鉱を中核とする三井関連事業所を市内に多数もっていた本市は文化の中心地・東京との往来が早くから開かれていたほか、石炭産業華やかな頃から市民による文化活動が盛んに行われていたことがうかがい知れます。

現在においても、先人たちが築いた文化芸術が脈々と受け継がれ、様々な文化芸術活動が市内で行われています。また、宮原坑や三池港などの世界文化遺産の構成資産をはじめとした歴史的に見ても価値の高い近代化産業遺産が残っており、これらは本市の貴重な財産となっています。

3 本市の文化施設概要

①大牟田文化会館（不知火町2-10-2）

大牟田市、柳川市及びみやま市の区域における文化の向上と福祉の増進に寄与するため設置された文化施設。昭和61年開館。大ホール（1,512席）、小ホール（512席）、プラネタリウム、展示室、会議室、研修室、和室等を備えています。施設の延床面積は、10,622㎡。年間利用者数は20万人以上を数えます。小ホールは、座席を収納して平土間にすることができ、多目的に利用されています。



②大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設「カルタックスおおむた」（宝坂町2-2-3）

市立図書館と三池カルタ・歴史資料館との複合施設。平成3年開館。延床面積3,764㎡。市立図書館は、約26万冊の図書資料等を所蔵しています。また、ボランティアの協力を得て週3回おはなし会を開催しています。三池カルタ・歴史資料館は、カルタ資料約1万2千点、歴史資料等約3千点を収蔵し、年間の入館者は1万人を超えています。



③地区公民館

各種講座を実施するほかサークル活動や地域活動の拠点となる社会教育施設。市内に7箇所設置しています。研修室、レクリエーション室、創作室、会議室等を備えています。

名称	所在地	延床面積	開館日
勝立地区公民館	新勝立町4-1-1	922㎡	昭和55年
吉野地区公民館	大字白銀781-3	1,112㎡	昭和63年
中央地区公民館	原山町13-3	1,567㎡	平成4年
三池地区公民館	大字三池629-2	1,256㎡	平成4年
手鎌地区公民館	大字手鎌1300-42	1,471㎡	平成5年
駛馬地区公民館	馬込町1-20-1	1,297㎡	平成6年
三川地区公民館	上屋敷町1-12-3	1,343㎡	平成14年



④大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた（大字四ヶ1221）

平成11年開館。体育館、キャンプ場を併せ持ち、各種の生涯学習や生涯スポーツなど多目的な活動を行える施設です。延床面積2,099㎡、敷地面積は1.9haです。宿泊も可能で、各種講座や体験教室等を実施しています。



⑤大牟田市市民活動等多目的交流施設「えるる」（新栄町6-1）

市民協働の拠点として市民活動の支援、次世代育成支援、青年活動の支援を行うとともに、多世代が利用し、にぎわいを創設するための多目的交流施設として平成25年に開館しました。市民活動やボランティア、子育て、青少年活動に関する情報を発信しています。研修室（学習室）、多目的ホール、調理室等を備えています。延床面積は1,727㎡。



⑥大牟田市石炭産業科学館（岬町6-23）

日本の近代化をエネルギーの面から支えてきた石炭。大牟田市にはかつてわが国最大の炭鉱「三池炭鉱」がありました。三池炭鉱の「歴史と技術」、「人と暮らし」に出会える施設として平成7年に開館しました。延床面積は3,242㎡。模擬坑道やエネルギー体験コーナーなどで楽しく体験、学ぶことができます。また、年間を通してさまざまな企画展やイベントなどが開催されています。



⑦ともだちや絵本美術館（令和3年開館予定）（若宮町2-1）

大牟田市動物園内に位置し、動物園の新たな魅力創出につなげます。絵本原画を展示するほか、動物園等と連携し多様な企画展などを予定しています。また、休憩室を活用し、動物園や絵本関係のワークショップや講演会の実施を計画しています。

このほか、民間で設置・運営され、大きな規模の文化イベントができる主な文化施設として、「ひまわりホール」や「イオンホール」があります。

ひまわりホールは、客席数が約120席で、グランドピアノが置いてありクラシックの演奏会を中心に利用されています。



ひまわりホール

イオンホールは、イオンモール大牟田の2階にある、フロア面積約244㎡の多目的ホールです。個人や各種団体、サークル等の文化的活動・発表の場として展示、発表会、コンサート等に利用されています。



イオンホール

4 本市の文化芸術事業等

①大牟田文化会館の事業

大牟田文化会館では、施設を運営管理する公益財団法人大牟田市文化振興財団が、年間20本程度の自主企画事業を実施しています。観賞事業だけでなく、参加型や育成型など、他団体と連携した多様な分野の催しを行っています。



②カルタックスおおむた（市立図書館、三池カルタ・歴史資料館）の事業

市立図書館では、話題のテーマや人物に関する資料を集めた企画特設コーナーを設けているほか、週3回のおはなし会や読書ボランティア養成講座などを開催しています。



三池カルタ・歴史資料館では、「古文書講座」などの教育普及を目的とした講座や企画展に関連するミュージアムコンサート、カルタ大会などを実施しています。

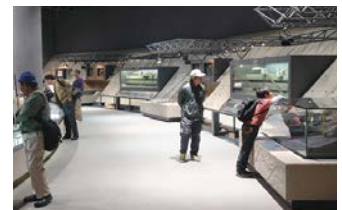
③地区公民館の事業

7つの地区公民館では、「文化祭」や「ロビー展」など共通で実施する事業のほかに、地域性を生かした講座やサークル活動などが行われています。登録サークル数は約220に及び、約2,600人の会員が活動しています。また、中央地区公民館以外の6つの館では、図書コーナーを設けていて、平日だけではなく土・日曜日も貸し出しを行っています。



④石炭産業科学館の事業

常設展示では、炭鉱技術や炭鉱史など石炭産業について学ぶことができる展示のほか、石炭の成り立ちや近代化産業遺産の紹介、炭鉱に関わった人々のインタビューなどの映像作品を見ることができる映像ホールがあります。また、企画展示室では、石炭や炭都大牟田などをテーマにさまざまな企画展示を行っています。



⑤大牟田市民文化のつどい事業

大牟田市民文化のつどいは、舞台披露や展示、文芸など、20以上のさまざまな分野の文化芸術事業が行われ、だれでも参加・観賞ができます。出演者・入場者の合計は年間1万数千人になります。実行委員会形式で開催していて、毎年秋季に次年度実施団体の公募が行われます。



⑥近代化産業遺産の公開

2015年7月に三池炭鉱宮原坑・三池炭鉱専用鉄道敷跡・三池港を含む、「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録されました。宮原坑、三池港展望所、旧長崎税関三池税関支署、三川坑跡は一般公開され、間近で見学できます。また、毎年11月3日の文化の日には、万田坑を含む各所で近代化産業遺産に親しんでもらうための様々なイベントを行う「炭鉱(やま)の祭典」が開催されます。



⑦子どもの文化芸術事業

地域の文化芸術活動者が学校に赴き、子どもと一緒に文化芸術活動を行う「まちの芸術家派遣事業」が行われています。音楽の鑑賞、茶道や押花の体験、お話会などがあっています。



⑧本市の特色を活かした文化芸術事業

「日本のカルタ発祥の地」や「押花文化のふるさと」といわれる本市の特性や、絵本作家や多くの漫画家を輩出した特色を活かし、カルタ・押し花・漫画・絵本などの文化芸術事業を実施しています。



⑨若者の関心に合わせた文化芸術事業

若者の文化芸術への関心を高め、文化芸術活動への参加を促進するため、市内7校の高校が集い、各校の魅力を紹介した「高校生総合文化祭」やダンスにスポットを当てた事業「ダンスチャレンジおおむた」を開催しました。



⑩演劇的手法を活用したコミュニケーション能力アップ事業

劇作家・演出家である平田オリザ氏による演劇的手法を活用したワークショップや講演会を開催しました。多様な価値観をもつ人との対話に必要なコミュニケーション能力や文化芸術の大切さについて理解を深める取り組みを行っています。



⑪地域の民俗文化財・伝統行事

本市には、市の無形民俗文化財に指定された「三池地区祇園社祭礼行事“三池の大蛇山”」（大字三池・大字新町）や「岡天満宮祭礼行事（ぜんでこ踊りとひゅうたん廻し）」（大字上内）をはじめ、さまざまな伝統行事があります。



三池の大蛇山



ぜんでこ踊りとひゅうたん廻し



臼かぶり

5 現行計画（第1期プラン）の総括

本市では、平成27年2月に「大牟田市文化芸術振興プラン」（現行計画）を策定し、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

現行計画の施策ごとの取組みについては以下のとおり総括し、今後の新たな取組みにつなげていきます。



基本施策 ～伝える・伝わる～ 文化芸術の情報発信力の向上

施策の取組み実績	課題
<p>さまざまな世代が文化芸術情報を入手しやすい環境づくり</p> <p>市ホームページでの文化イベントカレンダーによる情報発信や大牟田文化会館のホームページ及び情報コーナーの充実に取り組みました。</p>	<p>市民意識調査ではあらゆる世代で市の広報紙など紙媒体での情報取得が中心となっています。</p> <p>一方でインターネットやSNSを活用することで情報を受け取りやすくすることが期待されるため、社会の変化や地域の特性を勘案し、世代にあった効果的な情報発信の工夫が必要です。</p>
<p>市内外への効果的な文化芸術情報の発信</p> <p>行政や民間が行う文化イベントについて、市内小・中・特別支援学校や有明圏域定住自立圏（本市を含む近隣4市2町）へチラシやポスターでの周知を積極的に行ったほか、報道機関への情報提供により広域的なPR活動を推進しました。</p>	<p>インターネットやSNSでの情報発信を積極的に行い、広域に向けた事業のPRを図ることが求められます。</p> <p>また、有明圏域の各自治体と連携し、圏域住民への効果的な情報発信の検討が必要です。</p>



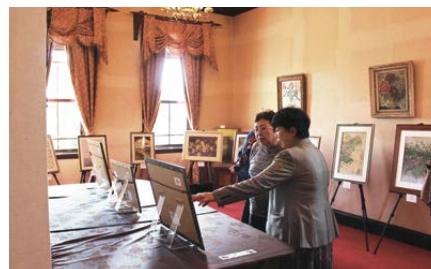
大牟田文化会館（左）と市役所庁舎（右）の文化情報コーナー

施策の取組み実績	課 題
<p>質の高い文化芸術にふれる機会の充実</p> <p>市制100周年記念事業や本市の特色を活かした文化芸術事業の実施により、音楽・演劇・押し花など多様なジャンルの個性ある文化芸術にふれる機会を提供しました。</p>	<p>文化団体や民間の活動団体、指定管理者と連携し、これを支援することでさらに地域で個性ある文化芸術事業を充実させる必要があります。</p>
<p>身近な場所での文化芸術にふれる機会の充実</p> <p>文化会館や地区公民館をはじめとした公共施設での文化芸術事業の実施のほか、『大牟田市民文化のつどい』の開催により様々な文化芸術団体が年間約20事業を実施し、市民が身近に文化芸術を鑑賞し、又は参加することができる機会を提供しました。</p>	<p>高齢者・障害者を含めたあらゆる世代、あらゆる人の文化芸術活動の充実のための施策を展開し、文化芸術活動の裾野を広げる必要があります。</p> <p>また、他の分野と連携を図りさまざまな機会に文化芸術が各施策で活かされ、市民が文化芸術活動に参加する機会が身近となるような取組みが必要です。</p>
<p>子どもが文化芸術にふれる機会づくり</p> <p>『まちの芸術家派遣事業』により学校でのアウトリーチ事業の充実を図ったほか、文化会館自主企画事業としてホールでの『学校鑑賞事業』が開催され、子どもが質の高い文化芸術にふれることができました。また、演劇的手法を活用したワークショップにより子どもの表現力やコミュニケーション能力を育む取組みを行いました。</p>	<p>子どもが質の高い文化芸術を鑑賞し、体験する機会を継続的に提供するとともに、今後も現代社会に求められる表現力やコミュニケーション能力の向上を図る取組みが必要です。</p> <p>また、教育委員会や学校と連携し、さらに学校が文化芸術活動に取り組みやすくなるサポート体制の仕組みが必要です。</p>
<p>若者の関心に合わせた文化芸術事業の開催</p> <p>市内7校の高校生による実行委員会を組織し、高校生が企画運営を行った『市内7校 高校生総合文化祭』により各学校や大牟田の魅力を発信したほか、ダンスによる若者育成事業として『ダンスチャレンジおおむた』を開催しました。</p> <p>若者の文化芸術事業への参加を促進し、郷土への愛着を深める機会となりました。</p>	<p>地域の活性化やまちの魅力づくりのためには、今後も若者の文化芸術への関心を高め、文化芸術事業への参画を通して若者の力を活かすことが期待されます。</p> <p>あわせて若者の郷土への愛着を育む取組みが求められます。</p>
<p>高齢者の技能を活かした文化芸術事業の充実</p> <p>大牟田市民文化のつどいでは、地域の様々な文化芸術団体が年間約20の文化芸術事業を実施し、市民に身近に文化芸術にふれる機会を提供しました。</p> <p>また、まちの芸術家派遣事業では、地域の文化芸術団体が学校で文化芸術活動を行い、これら活動者の力を活かし子どもの文化芸術体験を広めています。</p>	<p>文化芸術団体は会員減少、高齢化、後進の育成の課題を抱えています。地域の文化芸術団体における文化芸術の継承を支援することが求められます。</p>
<p>本市の特色を活かした文化芸術事業の充実</p> <p>本市の特色ある文化芸術である絵本・かるた・押し花・漫画に関する事業を実施し、本市の文化芸術の魅力を市内外に発信するとともに、これらの特色ある文化芸術事業を通じて市民の郷土への愛着を深める機会とすることができました。</p>	<p>本市の特色を活かした文化芸術を発信し、シティプロモーションに活かすことが必要です。</p> <p>また、文化芸術と観光やまちづくりなどの関連分野との連携を図り、本市の個性を高めることが期待されます。</p>

施策の取組み実績	課 題
<p>気軽に参加できる環境づくり</p> <p>市制100周年を機に市民参加による文化芸術事業を多数開催し、市民の文化芸術への関心を高めました。これらの事業への参加を通して市民が文化芸術の楽しさや魅力を再認識し、郷土への愛着を深める機会とすることができました。</p>	<p>高齢者・障害者を含めたあらゆる世代、あらゆる人の文化芸術活動の充実のための施策を展開し、文化芸術活動の裾野を広げる必要があります。</p> <p>また、他の分野と連携を図りさまざまな機会に文化芸術が各施策で活かされ、市民が文化芸術活動に参加する機会が身近となるような取組みが必要です。</p>
<p>文化芸術活動に親しむ人や団体の拡大</p> <p>文化芸術事業への共催・後援や、各種補助金・奨励金等の交付により文化芸術団体の活動支援や育成を行いました。</p>	<p>市民が文化芸術活動に参加する機会を増やすためには、文化芸術と市民をつなぎ、地域の文化芸術環境を支える人材の育成が求められます。</p> <p>また、高齢化や会員不足に悩む文化芸術団体の活動を支援する取組みが求められます。</p>



競技かるたの魅力にふれてみよう



押し花絵画創造展第14回コンテスト



高校生総合文化祭



まちの芸術家派遣事業 子ども茶道体験



ちょっと知ってほしいMEMO

* 高校生総合文化祭 (H29.8.12開催)
高校生実行委員アンケート

高校生を中心に市の事業を創り上げるなかでいろいろな体験ができて楽しかった。活動を通して大牟田の良いところをたくさん知った。それで自分は以前より大牟田に愛着を持つようになった。これからもこの大牟田の良いところをさらに良くし、誰からも愛されるような大牟田になってほしい。



高校生総合文化祭

市制100周年を迎え、市内7校の高校の若者たちが一緒に創り上げる文化祭を開催しました。各校の生徒の代表による実行委員会により高校生自らが企画・実施。さまざまな発表を通して、学校や大牟田の魅力を発信しました。

施策の取組み実績	課 題
<p>社会教育と学校教育との連携</p> <p>平田オリザ氏による文化講演会や演劇的手法を活用したワークショップを開催し、文化芸術を通じた子どもの育成や人づくり、地域づくりを考える契機としました。</p> <p>また、ボランティア派遣制度により学校で文化芸術分野のボランティアが活動しています。</p>	<p>子どもの文化芸術に親しむ機会を充実させるため、学校での文化芸術事業を促進することが必要です。</p> <p>また、保護者や地域の大人と学校が連携し、子どもの文化芸術環境を整えていくことが期待されます。</p> <p>あわせて文化芸術の持つ力を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取組みが必要です。</p>
<p>市民交流の拡大</p> <p>市制100周年記念事業の開催では広域に広報宣伝活動を行い、市内外から多くの参加者が集う広域的事業とすることができました。</p> <p>年代、居住地、置かれた状況にかかわらず、多様な人々が文化芸術を通して交流する機会となりました。</p>	<p>文化芸術を通して人々のつながりや交流を生み出すため、文化芸術団体、文化施設、行政などが相互に連携し、文化芸術事業や活動の場の充実を図ることが必要です。</p> <p>また、文化芸術の特性を活かし、文化芸術の交流を通して多様な人々が相互に理解し、支え合う風土を醸成することが求められます。</p>
<p>街かどのにぎわいづくり</p> <p>商店街等で地域の人が率先してハロウィンやクリスマスの時期に文化芸術イベントを実施するほか、若者が関心のあるイベントを企画し実施するなど、商店街の賑わいをつくる取組みが行われています。</p>	<p>地域の人が自主的に行うイベントを情報発信などで支援し、PRしていくことが必要です。</p>
<p>郷土の伝統芸能の保存継承</p> <p>無形民俗文化財である、岡天満宮祭礼行事（市指定文化財）の担い手である『ぜんでこ踊り保存会』に対し、保存・継承活動事業に要する経費について毎年補助金を交付しました。</p>	<p>地域の伝統芸能は、後継者や担い手の育成が課題となっています。市の指定でない民俗文化についても地域や学校で継承の取組みがされていますが、発表の場の創出などの支援が必要です。</p>
<p>参加しやすい施設等の環境づくり</p> <p>文化会館や地区公民館をはじめとする文化施設等で多様な文化芸術事業を実施したほか、老朽化した施設の適切な維持・補修を行いました。</p>	<p>今後も引き続き市民が活用しやすいよう施設の適切な維持・補修を行うとともに、文化施設等が文化芸術の交流や発信を通じて人々がつながる共生社会の拠点となるようにソフト面の充実を図ります。</p>



市制100周年記念事業
子どものオーケストラ体験コンサート



演劇的手法による
コミュニケーション能力アップ事業

6 市民意識調査等の結果

市民の文化芸術に対する意識等を把握し、本市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、市民意識調査やアンケート調査を行いました。

文化芸術に関する市民意識調査

調査実施時期	平成30年8月～9月
調査対象	市内在住の18歳以上の男女から1,000人を無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を発送し、返信用封筒による郵送で回答を回収しました
回収サンプル数	414件（回収率 41.4%）

学校にきく子どもの文化芸術に関するアンケート

調査実施時期	令和元年7月
調査対象	市立小学校・中学校・特別支援学校 全28校
調査方法	学校でのアンケート配布及び回収
回収サンプル数	29件（回収率 100%）（特別支援学校は小・中学校個別に回答）

保護者にきく子どもの文化芸術に関するアンケート

調査実施時期	令和元年7月
調査対象	市内小学校4校の5年生児童保護者
調査方法	学校でのアンケート配布及び回収
回収サンプル数	164件（回収率 74.2%）

若者にきく文化芸術に関するアンケート

調査実施時期	令和元年7月
調査対象	高校生や青年を対象とした若者
調査方法	市民活動等多目的交流施設「えるる」でのアンケート配布及び回収
回収サンプル数	90件（回収率 90%）

文化芸術団体へのアンケート

調査実施時期	令和元年7月
調査対象	大牟田文化連合会加盟の文化芸術団体
調査方法	アンケート配布及び回収
回収サンプル数	18件（回収率 72%）

文化芸術に関する市民意識調査

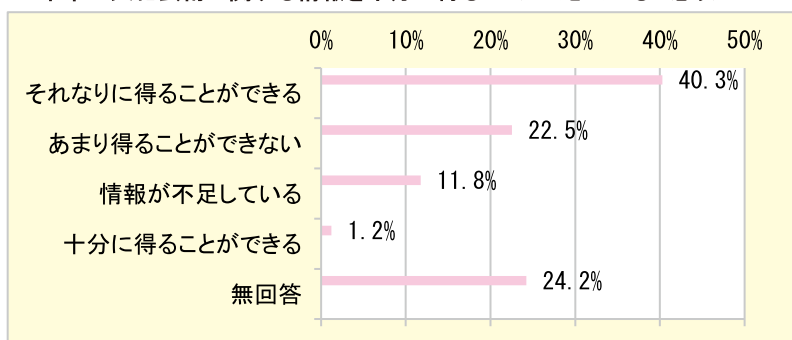
■本市の文化芸術に関する情報を十分に得ることができていると思うか

『それなりに得ることができる』の割合(40.3%)が『あまり得ることができない』と『情報が不足している』の割合合計(34.3%)に比べ高くなっています。

年代別では40歳代以上のすべての年代は『それなりに得ることができる』が最も高い一方、20歳代・30歳代の若い世代では『あまり得ることができない』が最も高いものとなりました。

情報発信は市民の文化芸術活動への参加や文化的環境の満足度にもつながるため、情報が伝わるような発信の工夫が必要です。

*本市の文化芸術に関する情報を十分に得ることができていると思うか



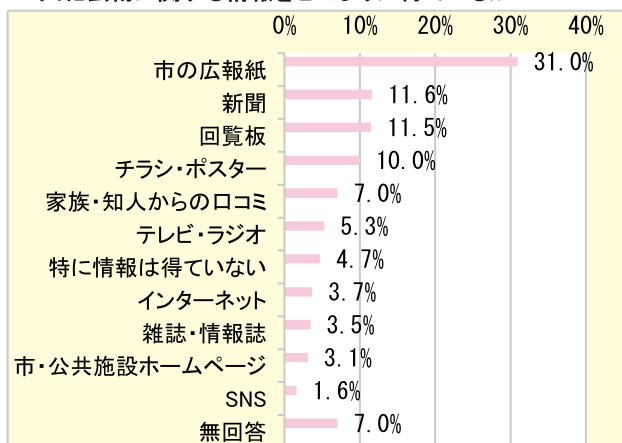
■文化芸術に関する情報をどのように得ているか

文化芸術に関する情報源は前回の調査同様『市の広報紙』(31%)が最も高く、年代別でも20歳代以上のすべての年代で最も高いものとなりました。次に『新聞』『回覧板』『チラシ・ポスター』の割合が高く、紙媒体からの情報取得が主流となっています。

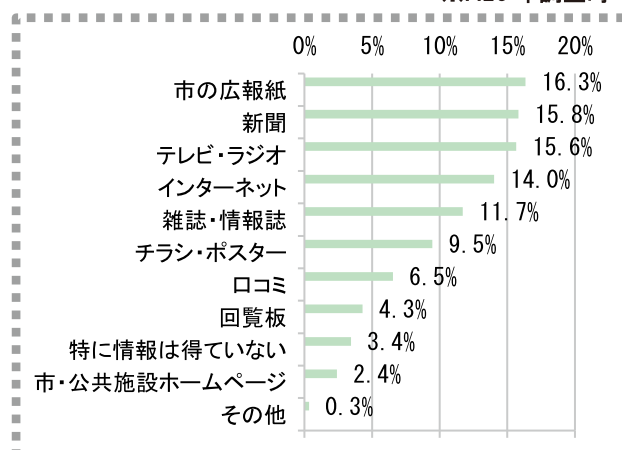
『インターネット』(3.7%)『ホームページ』(3.1%)『SNS』(1.6%)は低い割合となり、10歳代・20歳代の若い世代では比較的高い割合を示しましたが、30歳代以上では低い割合となりました。『口コミ』による情報取得は『インターネット』等よりも高く、人のつながりのなかで話題性や評判のある情報が伝えられている様子です。

広報紙や地域住民間での情報の共有による情報発信を充実させるとともに、世代にあった効果的な発信の工夫が必要です。

*文化芸術に関する情報をどのように得ているか



※H25年調査時



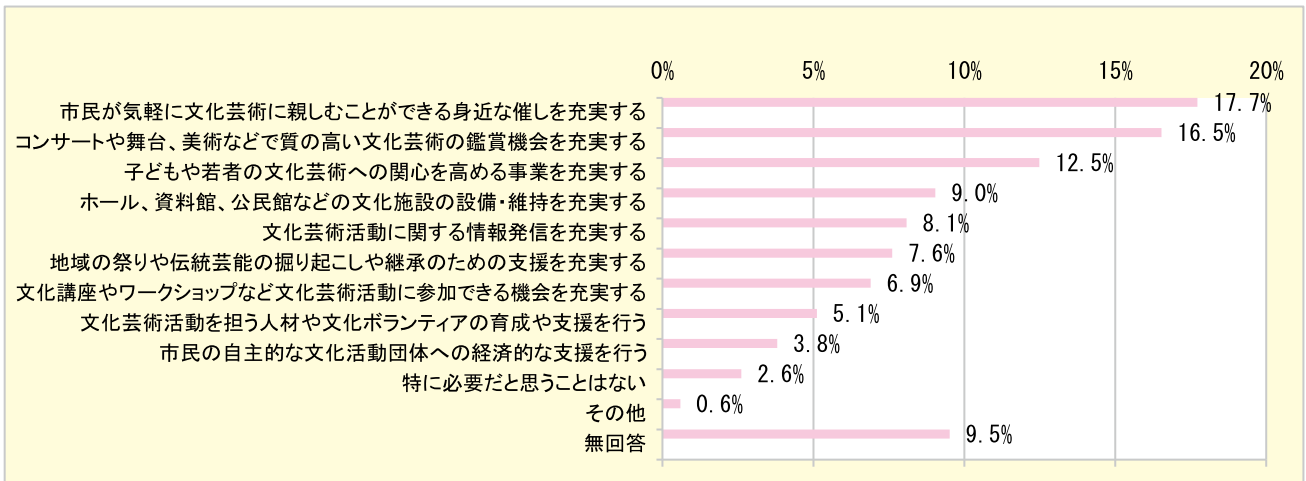
■文化芸術のまちづくりを進めるうえでどのようなことに力を入れるべきだと思うか

『身近な催しの充実』(17.7%)が最も高く、次に『コンサートや舞台、美術などで質の高い文化芸術の鑑賞機会の充実』(16.5%)や『子どもや若者の関心を高める事業の充実』(12.5%)が高い割合となりました。

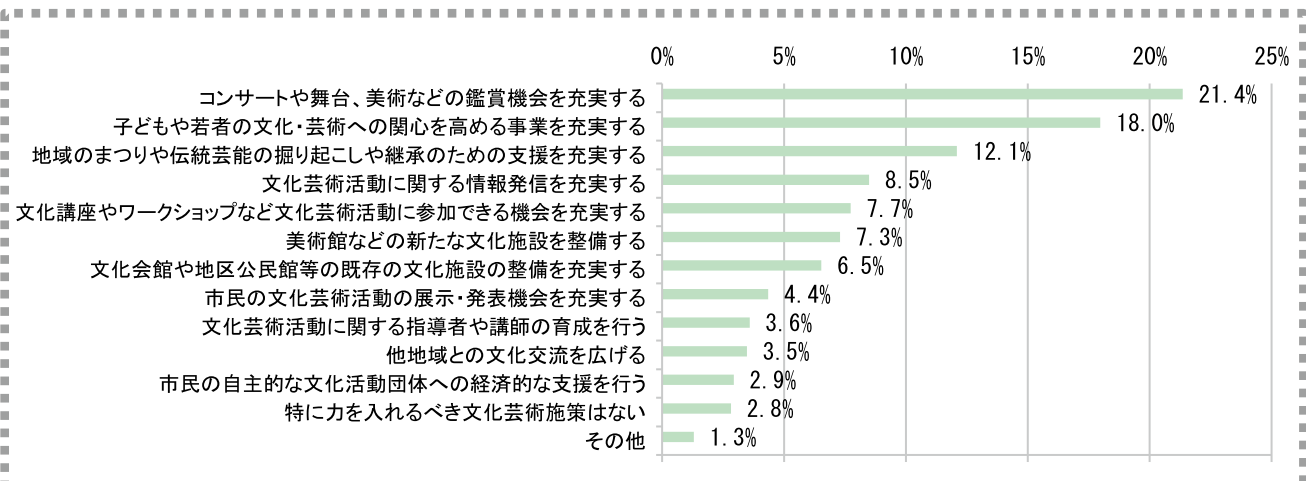
特に『コンサートや舞台、美術などの(質の高い)鑑賞機会の充実』と『子どもや若者の関心を高める事業の充実』は前回の調査でも高い割合を示しており、市民のニーズが高いことが表れています。

『身近な催し』は30歳代以上で比較的高く、40歳代・60歳代・70歳代では最も高いものとなりました。気軽に参加でき、文化芸術を感じられる活動の場や機会の創出が求められます。『質の高い文化芸術の鑑賞機会』はすべての年代で高く、『子どもや若者の文化芸術』は10歳代から50歳代までの年代で比較的高い割合となりました。

*文化芸術のまちづくりを進めるうえでどのようなことに力を入れるべきか



※H25年調査時

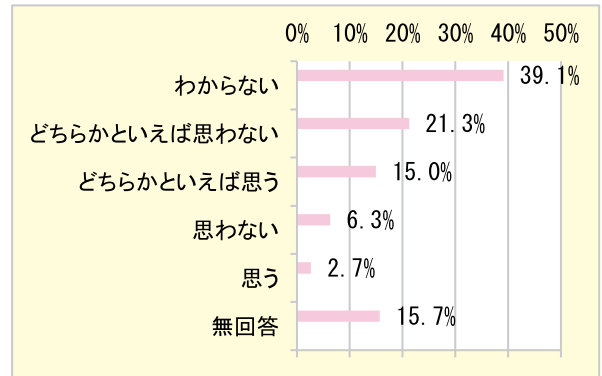


■本市では子どもの文化芸術活動が充実していると思うか

『わからない』(39.1%)が最も高く、また『どちらかといえば思わない』『思わない』の割合合計(27.6%)が『どちらかといえば思う』『思う』の割合合計(17.7%)より高いものとなり、『わからない』も含め、子どもの文化芸術活動が十分ではない又は市民には伝わっていない結果となりました。

『わからない』はすべての年代で最も高く、『どちらかといえば思う』は20歳代・30歳代の子育て世代と70歳代で高く、他の年代では『どちらかといえば思わない』が高いものとなりました。

*本市では子どもの文化芸術活動が充実していると思うか

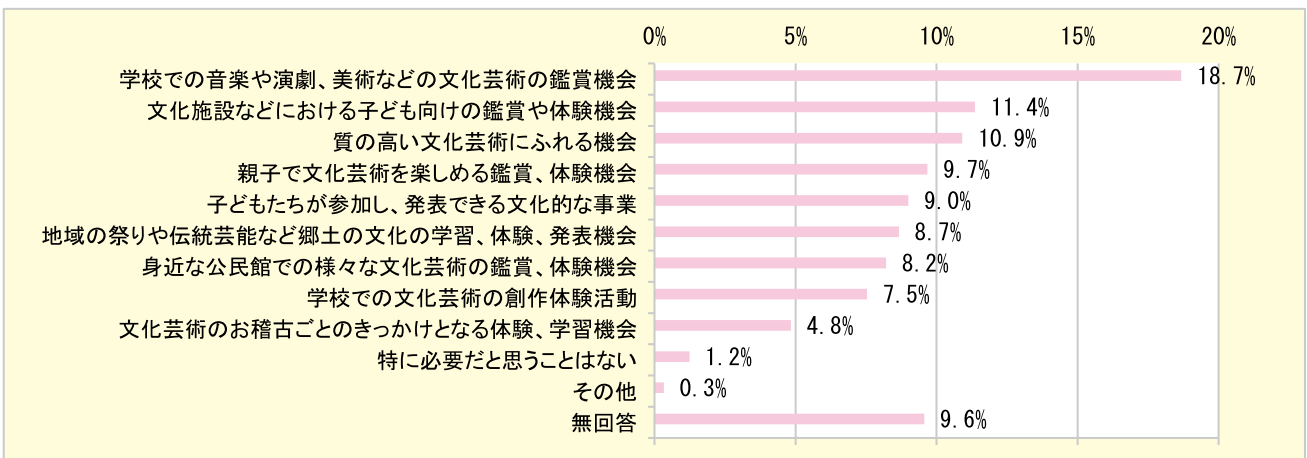


■子どもがいつそう文化芸術に親しむためには何を充実させる必要があると思うか

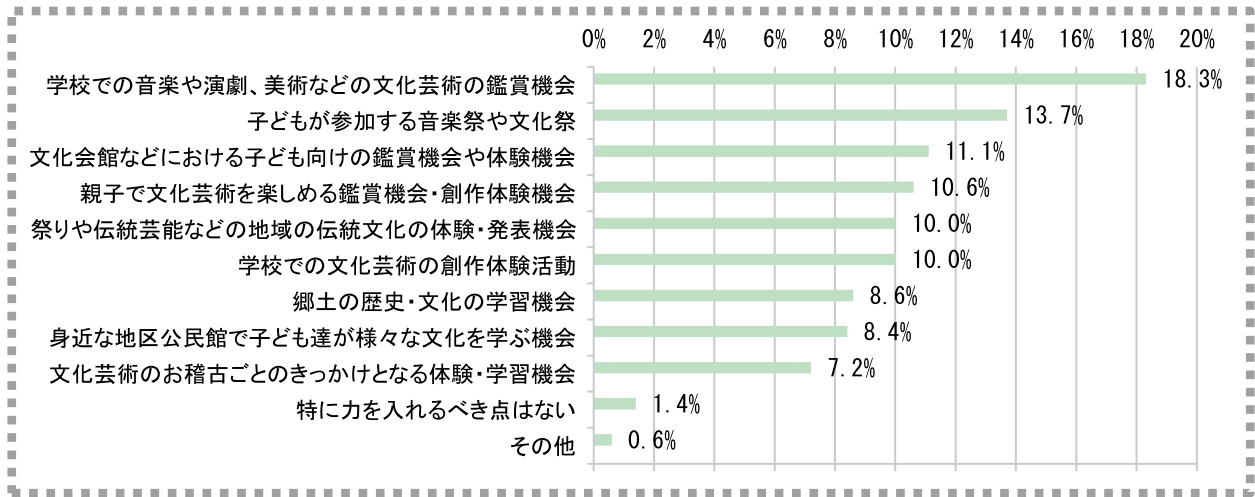
前回の調査と同様に『学校での文化芸術の鑑賞機会の充実』が最も高く、すべての年代で高い割合となりました。自由意見では「各家庭の経済力の差で文化芸術活動を体験できる機会に差がでるため学校でどんな子どもも体験できる活動を行うべき」との意見がありました。

次に『文化施設などでの子ども向けの鑑賞や体験機会の充実』が高く、ホールや文化施設ならではの資源を活用した文化事業が期待されます。また『質の高い文化芸術にふれる機会の充実』は感性豊かな幼い頃に質の高い文化芸術にふれることで豊かな個性や人間性を育むことが期待されます。

*子どもがいつそう文化芸術に親しむためには何を充実させる必要があるか

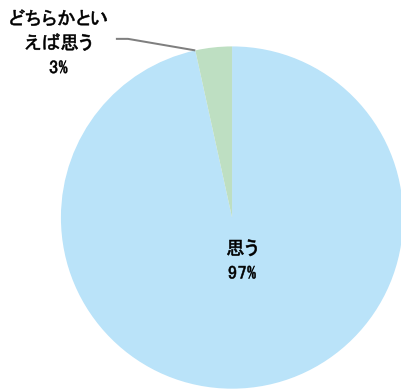


※H25年調査時

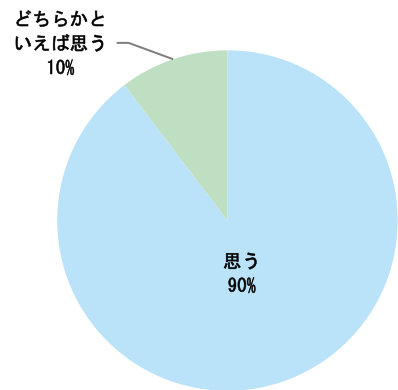


【学校にきく】子どもの文化芸術に関するアンケート

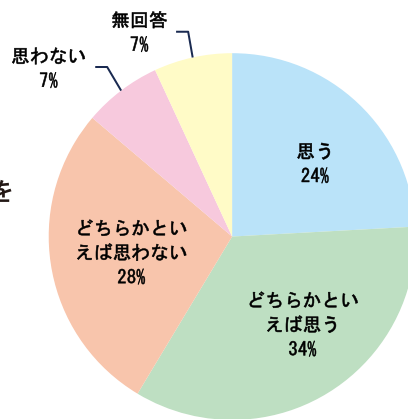
*子どもが文化芸術を実際に鑑賞したり、体験することは重要だと思うか



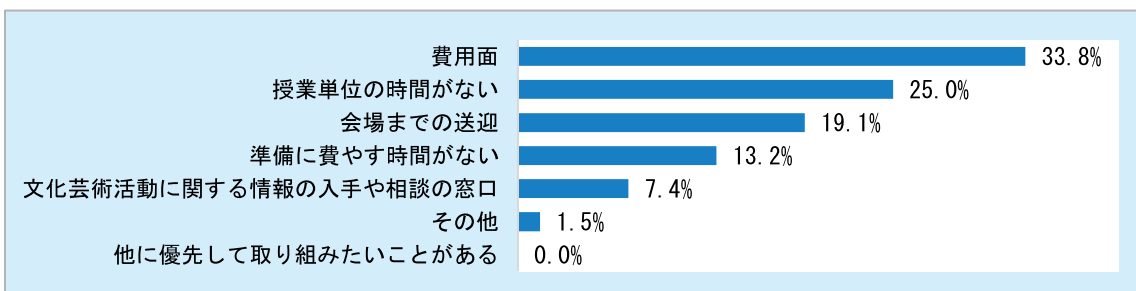
*そのような機会を与えたいと思うか



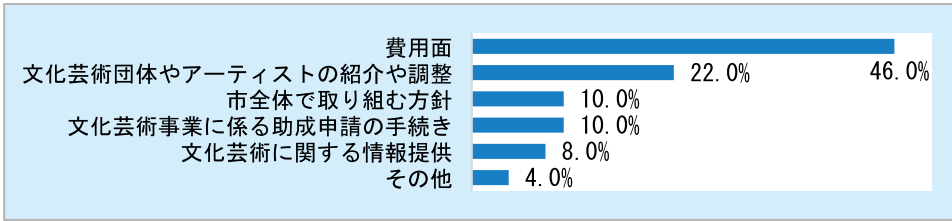
*あなたの学校では子どもが文化芸術を
実際に鑑賞したり、体験する機会が
充実していると思うか



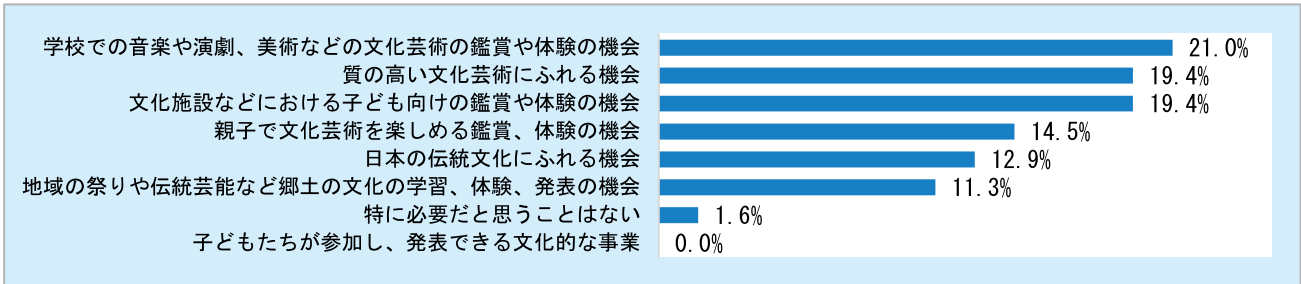
*そのような機会を提供するにはどのようなことが課題だと思うか



***学校で文化芸術活動を充実させるためには、どのような支援があればいいと思うか**



***子どもがいつそ文化芸術に親しむためには何を充実させることが必要だと思うか**

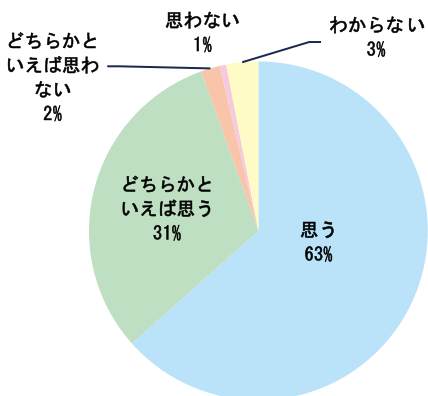


子どもが文化芸術に親しむことについては重要だと『思う』(96.6%)学校の割合が高く、可能であればそのような機会を与えたいと思う学校が多い結果となりました。一方でそのような機会を提供するには『費用面』(33.8%)が大きな課題となっており、次に『時間』(25%)や『会場までの送迎』(19.1%)が課題となっています。どのような支援を望んでいるかについては、『費用面』(46%)が最も高く、次に『文化芸術団体の紹介や調整』(22%)となりました。

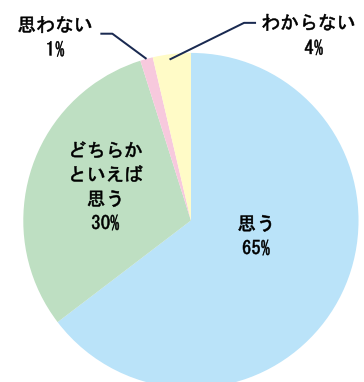
また、子どもがいつそ文化芸術に親しむためには『学校での鑑賞・体験の機会』を充実させることが必要だと考える学校が多く(21%)、次に『質の高い文化芸術にふれる機会』や『文化施設での鑑賞・体験の機会』の充実がともに高い割合(19.4%)となりました。

【保護者にきく】子どもの文化芸術に関するアンケート

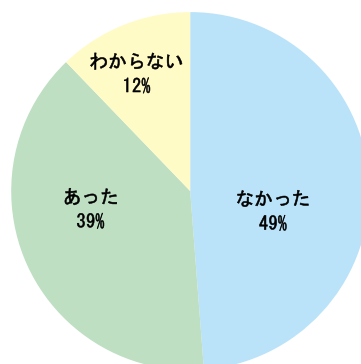
***子どもが文化芸術を実際に鑑賞したり、体験することは重要だと思うか**



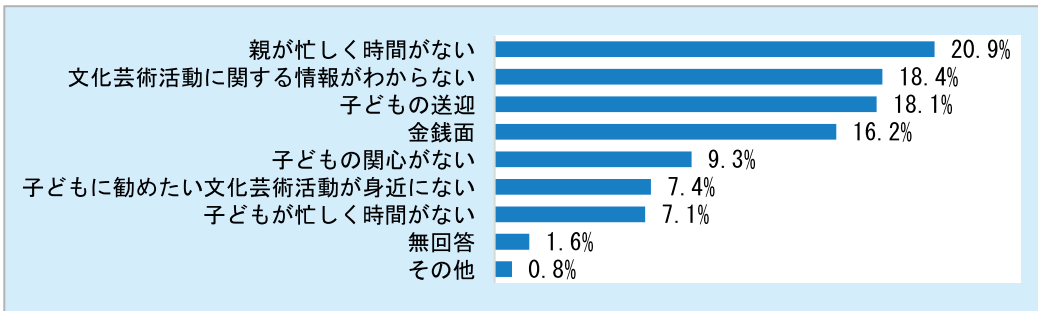
***そのような機会を与えたいと思うか**



***この1年間で実際に文化芸術を経験する機会があったか(学校での機会を除く)**



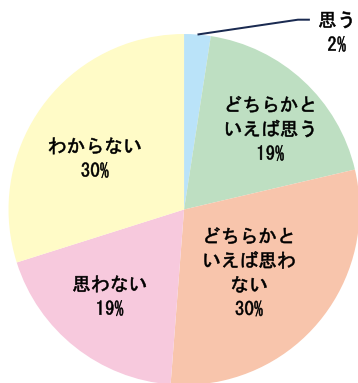
***家庭でそのような機会をつくるには、どのようなことが課題だと思うか**



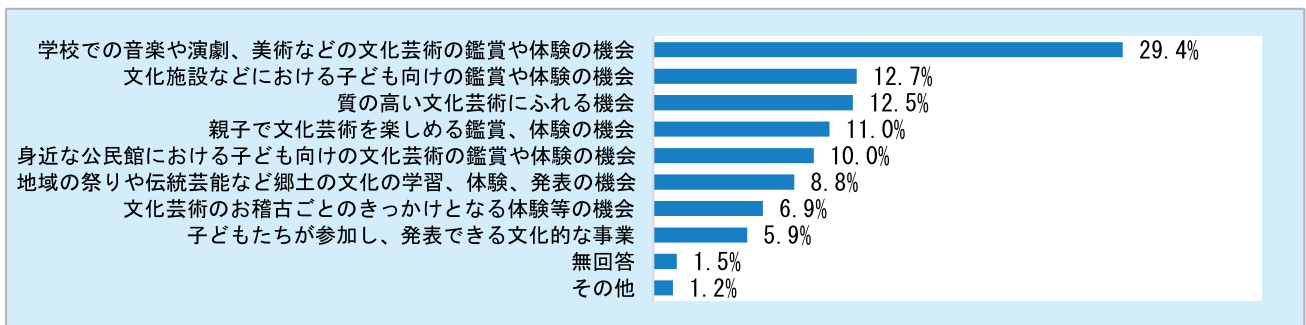
第2章

●本市の文化芸術を取り巻く現状と課題

***本市では子どもの文化芸術活動が充実していると思うか**



***子どもがいつそ文化芸術に親しむためには何を充実させることが必要だと思うか**

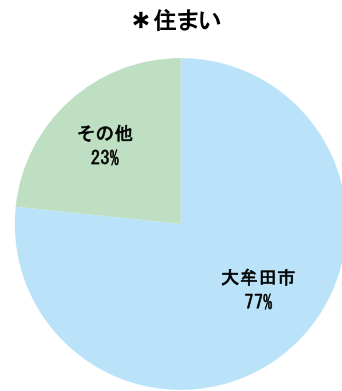
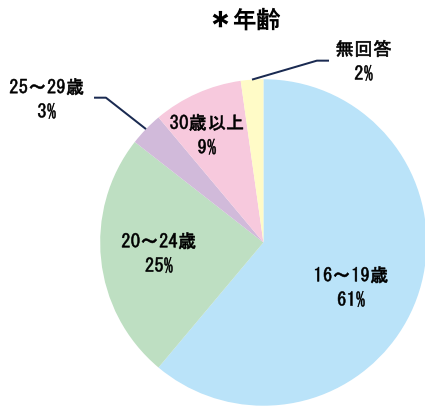


子どもが文化芸術に親しむことについては重要だと『思う』(63.4%)や『どちらかといえば思う』(31.1%)の割合が高いものとなりましたが、一方でこの1年間で子どもが文化芸術を経験する機会が『あった』(39%)家庭より『なかった』(48.8%)家庭のほうが多い結果となりました。

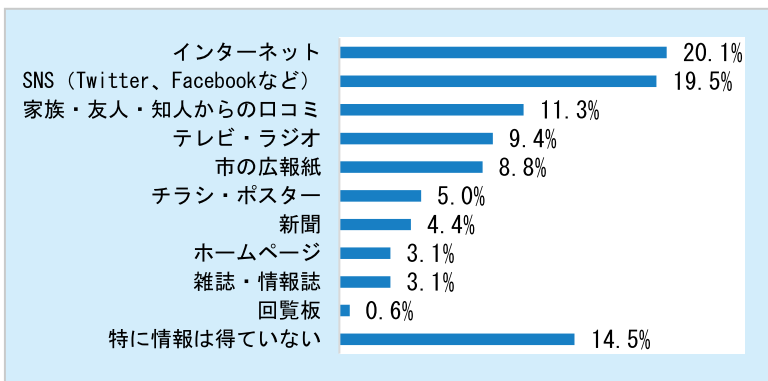
そのような機会を提供するには『親が忙しく時間がない』(20.9%)や『子どもの送迎』が大きな課題となっており、そのほか『文化芸術活動に関する情報がわからない』(18.4%)が高い割合となりました。

また、子どもがいつそ文化芸術に親しむためには『学校での鑑賞・体験の機会』(29.4%)を充実させることが必要だと答える保護者が多く、家庭で十分な機会がないぶん補完する意味でも学校に期待する声が多い結果となりました。次に『文化施設での鑑賞・体験の機会』(12.7%)や『質の高い文化芸術にふれる機会』(12.5%)の充実がともに高い割合となり、学校での回答と同様の傾向となっています。

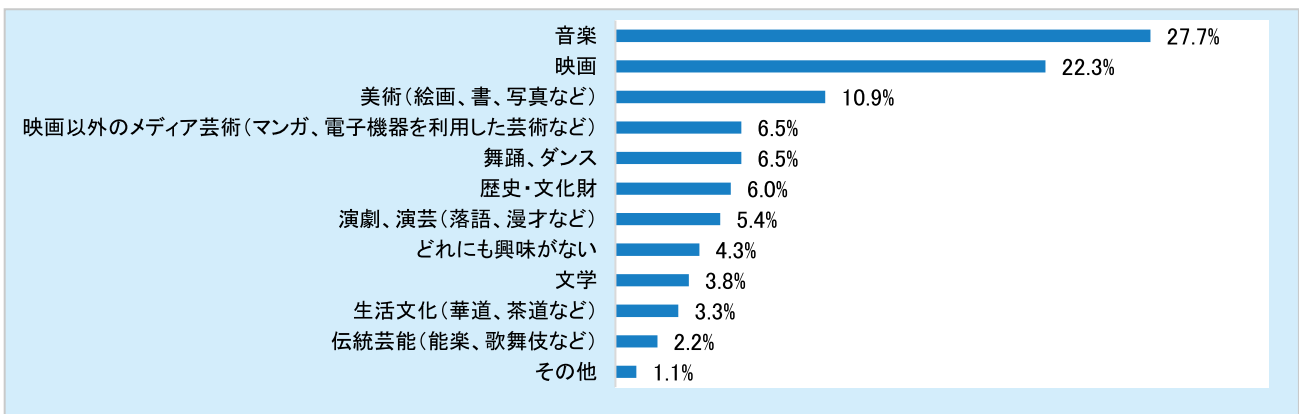
【若者にきく】文化芸術に関するアンケート



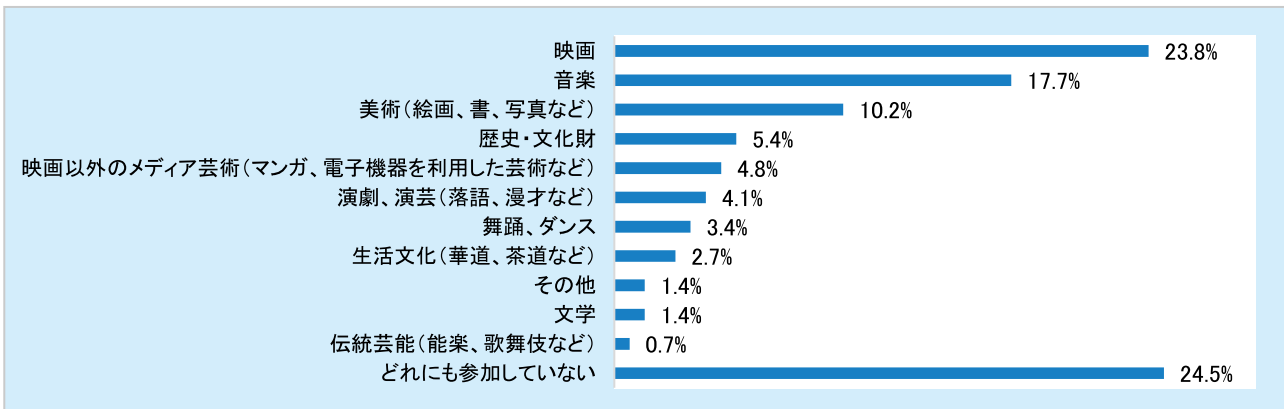
*文化芸術に関する情報をどのように得ているか



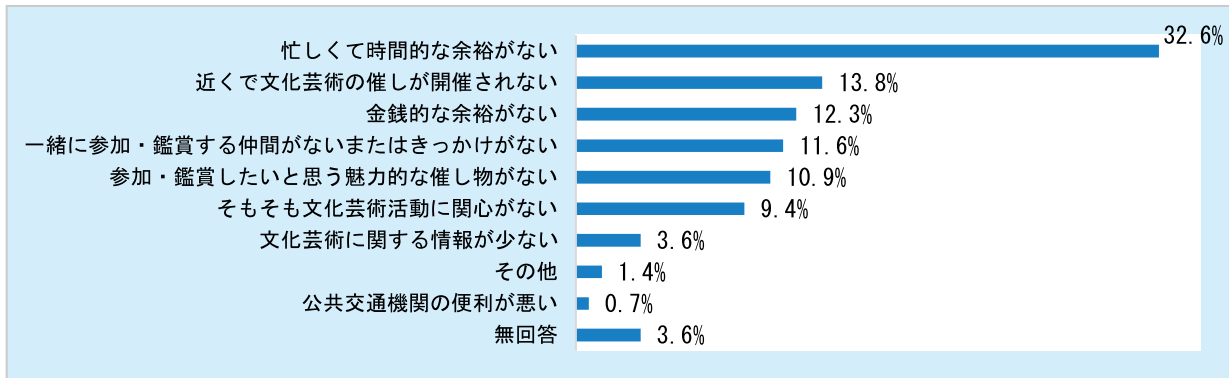
*どのような文化芸術に興味があるか



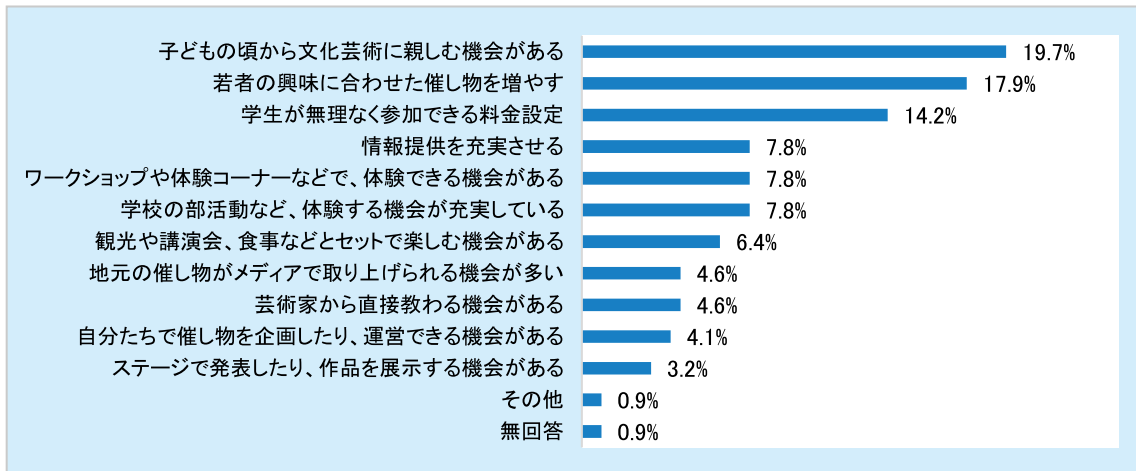
*この1年間で参加したり、直接鑑賞した文化芸術分野の催しは何か



*文化芸術活動に参加しない理由または参加しにくい理由は何か



*どうすれば若い世代が文化芸術にもっと興味・関心を持つようになると思うか



文化芸術に関する情報は『インターネット』(20.1%)や『SNS』(19.5%)で得ていると答えた割合が高く、若い世代は紙媒体よりインターネットでの情報取得が主な手段となっています。

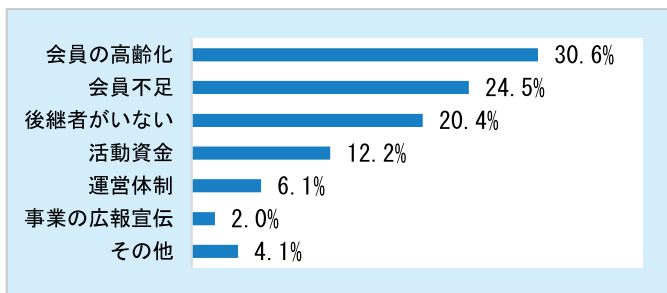
興味がある文化芸術や1年間で参加・鑑賞した文化芸術の分野は『音楽』『映画』となっており、身近な文化芸術に親しむ一方で、この1年間に『どの文化芸術にも参加していない』割合が24.5%となり、文化芸術の不参加率が高くなっています。

文化芸術活動に参加しないまたは参加しにくい理由としては『忙しくて時間的な余裕がない』(32.6%)割合が最も高く、若い世代が文化芸術に興味・関心を持つようにするためには『子どもの頃から文化芸術に親しむ機会がある』(19.7%)や『若者の興味に合わせた催し物を増やす』(17.9%)ことが必要と答えた割合が高いものとなりました。

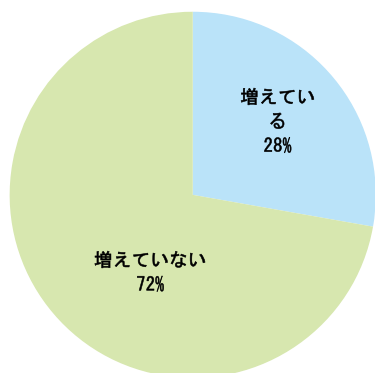
また、参加しにくい理由として『金銭的な余裕がない』(12.3%)があり、若い世代が文化芸術に興味をもつために『学生が無理なく参加できる料金設定』(14.2%)という意見をあわせて検討する必要があります。

文化芸術団体へのアンケート

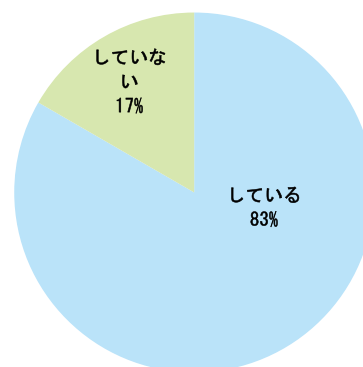
*組織や活動について困っていることは何か



*ここ数年、団体の会員数は増えているか



*子どもや若者の参加・育成につながる取組みや工夫をしているか



文化芸術団体では『会員の高齢化』(30.6%)や『会員不足』(24.5%)、『後継者がいないこと』(20.4%)が課題となっており、文化芸術の継承に影響を及ぼしています。

団体の会員数は、『増えている』団体が28%であるのに対し、『増えていない』団体が72%となっており、会員数の伸び悩みは会員の減少や高齢化、後継者不足の問題と連動しています。

文化芸術の次世代への継承と子どもの文化芸術体験の重要性からも、各団体において子どもや若者の参加・育成につながる取組みや工夫が求められています。

■現行計画総括からの課題

① 情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やチラシ・ポスターなど紙媒体での情報発信の充実 ・インターネットやSNSでの情報発信の充実 ・世代に応じた情報発信の工夫
② 文化芸術事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・文化団体、民間の活動団体、指定管理者による上質で個性ある文化芸術事業の充実 ・本市の特色ある文化芸術の発信 ・文化芸術と観光やまちづくりなどの関連分野との連携 ・幅広い市民が文化芸術にふれる機会の充実
③ 子どもの文化芸術体験
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが質の高い文化芸術にふれる機会の充実 ・子どものコミュニケーション能力の向上 ・学校での文化芸術事業の充実と学校の文化芸術活動への支援
④ 若者の育成
<ul style="list-style-type: none"> ・若者の文化芸術への関心を高める ・文化芸術活動への参画を通して若者の力を活かす ・若者の成長とふるさとへの愛着を深める
⑤ 文化芸術活動への参加機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障害の有無、経済的状況にかかわらず、あらゆる人が文化芸術活動に参加できる ・文化芸術活動者の裾野を広げる ・文化芸術が他の分野の各施策で活かされ、文化芸術活動に参加する機会が身近にあるようにする
⑥ 文化芸術の環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体での会員減少、高齢化、後進の育成 ・地域の文化芸術環境を支える人材の育成 ・文化芸術団体、文化施設、行政の連携 ・文化芸術を通じたつながり、支え合いの風土醸成 ・文化芸術の持つ力を人づくり、まちづくりの面で活かしまちの魅力を高める取組み ・文化施設の維持・補修と文化施設の地域におけるこれからの役割についての検討

■市民意識調査等からの課題

① 情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の充実（紙媒体） ・世代に応じた情報発信の工夫 ・若い世代をターゲットとしたインターネットやSNSによる情報発信の充実
② 文化芸術事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・身近な催しの充実 ・質の高い文化芸術事業の充実 ・子どもや若者の文化芸術への関心を高める事業の充実

③ 子どもの文化芸術事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・学校での文化芸術の鑑賞や体験の機会の充実 ・質の高い文化芸術にふれる機会の充実 ・文化施設における子どもを対象とした鑑賞や体験の機会の充実
④ 子どもや若者が文化芸術に親しむための環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・学校での文化芸術事業を充実させるための支援 ・保護者が子どもを文化芸術事業に参加しやすくするための工夫 ・保護者への文化芸術事業の情報発信 ・若者の興味・関心に合わせた文化芸術事業の充実 ・子どもや学生が文化芸術事業に無理なく参加できる料金設定
⑤ 文化芸術の継承や文化芸術活動を支える環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体の高齢化、会員数の減少 ・文化芸術の継承や後進の育成 ・文化芸術活動を支える人材の育成

■国の動向 ＊文化芸術基本法の改正及び文化芸術推進基本計画による国の動向から地域の特性に合う部分を抽出しています

① 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の創造・発展、次世代への継承 ・文化芸術教育（本物の文化芸術の鑑賞や歴史・風土に根ざしたふるさとの文化芸術にふれる体験学習等）の重要性
② 関連分野との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携 ・文化芸術の多様な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する
③ 心豊かで多様性のある社会の形成
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備 ・人々が文化芸術を通して多様な価値観を尊重し、相互理解や相互交流が広がる社会を形成する
④ 地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティを形成する

 **ちょっと知ってほしいMEMO**

文化芸術の「多様な価値」を活かして、「文化芸術立国」の実現を目指す

改正文化芸術基本法(平成29年6月施行)では観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、新たに政府による「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

そのなかでは文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用し、好循環させ、「文化芸術立国」の実現を目指すことがうたわれています。

文化芸術にはこんな価値がある!

本質的価値
豊かな人間性や創造力、感性を育む

社会的価値
他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する

経済的価値
新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現する

抽出された課題や国の動向から今後取り組むべき**施策のポイント**を次のとおり整理し、本計画施策の基本的方向を定めます。

文化芸術事業の充実

文化団体、民間の活動団体、指定管理者による

個性ある文化芸術事業

質の高い文化芸術事業

身近な催し

本市の特色ある文化芸術事業

子どもや若者の関心を高める文化芸術事業

文化芸術と関連分野との連携

幅広い市民が文化芸術にふれる機会

文化芸術の創造・発展、次世代への継承

子どもや若者の育成

子どもが質の高い文化芸術にふれる

コミュニケーション能力の向上

学校での鑑賞や体験の機会の充実

学校の文化芸術活動への支援

若者の文化芸術への関心を高める

若者の力を活かす

若者の成長とふるさとへの愛着を深める

文化施設での鑑賞や体験の機会の充実

子どもや若者が文化芸術に親しむための環境づくり

青少年への文化芸術教育の重要性

他分野との連携と新たな価値の創出

文化芸術が他の分野の各施策で活かされ、文化芸術活動に参加する機会が身近にある

観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携

文化芸術の多様な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用する

文化芸術の継承

文化芸術団体の高齢化、会員数の減少への対応

文化芸術の継承や後進の育成

文化芸術活動者の裾野を広げる

文化芸術の創造・発展、次世代への継承

情報発信

紙媒体での情報発信の充実

若い世代をターゲットにしたインターネットやSNSでの情報発信の充実

世代に応じた情報発信の工夫

支え合いと相互理解

あらゆる人が文化芸術活動に参加できる

文化芸術を通じたつながり、支え合いの風土醸成

文化芸術を通して多様な価値観を尊重し、相互理解や相互交流が広がる社会を形成する

文化芸術分野の人材育成

地域の文化芸術環境を支える人材育成

多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働する

つながり

文化芸術を通じたつながり、支え合いの風土醸成

多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力ある地域文化コミュニティを形成する

まちづくり

文化芸術の持つ力をつくり、まちづくりの面で活かしまちの魅力を高める

多様な価値観を尊重し、相互理解や相互交流が広がる社会を形成する

文化施設の維持・補修と文化施設の地域におけるこれからの役割についての検討

第2章

●本市の文化芸術を取り巻く現状と課題

第3章

計画の目標と具体的な取組み



大牟田市は「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にする ほっとシティおおむた」を、目指す都市像としてまちづくりを進めています。これからの新しい時代においては、このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に愛着と誇りを持ち、安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたいと思えるように、本市の独自性や強みに目を向け、持続発展可能なまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

これまで、本市の文化芸術の振興においては「文化芸術でつながる“人與人”“人とまち”市民とともに創造する文化の薫る大牟田市」を基本理念に掲げ、各施策を推進してきました。

しかし今回、現行計画(第1期プラン)改訂に当たり市民意識調査や国の動向、本市の現状や課題を振り返る中で、文化芸術による「まちの魅力の向上」「まちづくりの様々な分野への活用」「支え合いや相互理解の風土づくり」という現代社会ならではの、新たに取り組むべき施策のポイントも見えてきたところです。

また、持続可能な社会を構築していくためには、次代を担う子どもたちの健やかな成長と若者の参画は欠かせないものであり、その大切さについても改めて認識する必要があります。

本市・本市教育委員会において平成30年度から2年にかけて実施した「社会教育・生涯学習基礎調査研究」報告書では、『人口減少の中にあっても持続可能な社会の構築のためには、それを支える人づくりが最重要課題であると考え、将来のまちづくりの担い手となる子ども達を地域や社会全体で育てる』ことをこれからの社会教育施策の中心に据えることとしています。

文化芸術政策においてもこのような観点を重視し、次世代を担う人づくりに取り組んでいきます。

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むとともに、人々の交流や心のつながり、相互理解を生み出します。このような文化芸術に、多くの市民、とりわけ次世代を担う子どもや若者が親しむことが心豊かな人を育て、ひいてはそれが、人もまちも魅力あふれる大牟田のまちの形成につながるものと考えます。

そこで、本計画においては、「文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち」を実現することを大きな目標とし、現行計画の基本理念の精神のもと、今までの取組みに新たな考えを加えた施策を展開していくこととしました。

文化芸術が持つ力を様々な分野に活用することで、子どもや若者が育つまちの土壌が、人を尊重し、多様性を認め合う心豊かな環境となるよう取り組んでいきます。

大きな目標

文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち

文化芸術を通して人々が相互に尊重しながら多様性を認め合う心豊かなまちを実現する

2 基本目標の設定

本計画の大きな目標の実現に向けて、『文化芸術事業の充実』と『文化芸術の環境づくり』という2つの視点を持ち、これらの視点に沿って4つの基本目標を設定しました。

この基本目標は、課題から抽出した施策のポイントとも連動するものです。

【本計画の大きな目標】

文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち
文化芸術を通して人々が相互に尊重しながら多様性を認め合う心豊かなまちを実現する

視点

文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
あわせて、子どもが文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、若者が文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。
また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

視点

文化芸術の環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援等により、市民が身近に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。
また、文化芸術により生み出される様々な価値を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取組みを進めます。
あわせて、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について改めて検討し、機能の充実を図ります。

【基本目標】

基本目標1

文化芸術が創造・発信されるとともに、次世代への継承が行われ、市民に充実した文化芸術活動の鑑賞や参加の機会が提供されている

基本目標2

文化芸術を通して子どもや若者が豊かな感性や時代を生きぬく力を身につけ、心豊かでたくましい青少年が育まれている

基本目標3

文化芸術を観光、まちづくり、教育、福祉等の関連分野に活かし、大牟田の個性を高めている

基本目標4

地域の文化芸術を支える人材が育成され、文化芸術を通して、人と人、人と地域のつながりが生まれるとともに、まちに支え合いの風土が広がり、まちの魅力が高まっている

課題から抽出した施策のポイント(P28~29)

文化芸術事業の充実

文化芸術の継承

情報発信

子どもや若者の育成

他分野との連携と新たな価値の創出

文化芸術分野の人材育成

つながり

支え合いと相互理解

まちづくり

基本目標の方向性

基本目標1

文化芸術が創造・発信されるとともに、次世代への継承が行われ、市民に充実した文化芸術活動の鑑賞や参加の機会が提供されている

市民の心の豊かさやまちの活力を高めるため、誰もが文化芸術を身近に感じ、気軽にふれて楽しむことができるよう、魅力的な文化芸術事業の充実を図ります。また、これからの文化芸術を発展させていくため、文化芸術の後継者の育成や文化芸術活動の裾野を広げる取組みを進めます。

基本目標2

文化芸術を通して子どもや若者が豊かな感性や時代を生きぬく力を身につけ、心豊かでたくましい青少年が育まれている

次代を担う子どもたちの感性を磨き、豊かな人間性を育むため、子どもの文化芸術体験の充実を図ります。また、若者が文化芸術活動を通して成長し、郷土への愛着を深めることができるような取組みを進めます。

基本目標3

文化芸術を観光、まちづくり、教育、福祉等の関連分野に活かし、大牟田の個性を高めている

社会の状況が著しく変化する中、様々な場面で文化芸術の力を活かすため、文化芸術と関連分野との連携を図ります。連携した創造的活動によって新たな価値を生み出すことで、大牟田の特色や個性をつくり、それが本市の価値を高めることにつなげていきます。

基本目標4

地域の文化芸術を支える人材が育成され、文化芸術を通して、人と人、人と地域のつながりが生まれるとともに、まちに支え合いの風土が広がり、まちの魅力が高まっている

文化芸術を支え発展させていくため、文化芸術と市民をつなぎ有効に機能させる文化芸術を支える人材の育成や文化施設の機能向上を図ります。文化施設については、適切な維持・補修を行うとともに、文化芸術の交流や発信の機会を通じて人々がつながる共生社会の拠点となるようにソフト面の充実を図ります。

また、多様な人たちが文化芸術を通してお互いを尊重し、認め合う市民意識の醸成を進めます。

【本計画の大きな目標】

文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち

文化芸術を通して人々が相互に尊重しながら多様性を認め合う
心豊かなまちを実現する

視点

文化芸術事業の充実

【基本目標】

基本目標1

文化芸術が創造・発信されるとともに、次世代への継承が行われ、市民に充実した文化芸術活動の鑑賞や参加の機会が提供されている

【基本目標を達成するための施策】

- 1 優れた文化芸術にふれることができる
- 2 気軽に文化芸術に親しむことができる
- 3 文化芸術が継承されている
- 4 文化芸術の情報が効果的に発信され、さまざまな世代が情報を入手しやすい環境である

基本目標2

文化芸術を通して子どもや若者が豊かな感性や時代を生きぬく力を身につけ、心豊かでたくましい青少年が育まれている

- 1 子どもが質の高い文化芸術に身近にふれている
- 2 子どもや若者の豊かな表現力が育まれている
- 3 若者の力が文化芸術を通して活かされている

基本目標3

文化芸術を観光、まちづくり、教育、福祉等の関連分野に活かし、大牟田の個性を高めている

- 1 大牟田の特色ある文化芸術が発信されている
- 2 文化芸術から大牟田の特色や新たな価値が生まれ、シティプロモーションやまちづくりにつながっている

基本目標4

地域の文化芸術を支える人材が育成され、文化芸術を通して、人と人、人と地域のつながりが生まれるとともに、まちに支え合いの風土が広がり、まちの魅力が高まっている

- 1 多様な人材や文化芸術団体、文化施設、行政が相互に連携し、地域の文化芸術の土壌が広がっている
- 2 文化芸術分野の人材が育成され、地域の文化芸術環境を支えている
- 3 あらゆる人が文化芸術を通して交流し、社会に参加する機会がある

視点

文化芸術の環境づくり

4 数値目標

市民が文化芸術に親しんでいる成果を判断する指標と数値目標を、次のとおり定めます。

	指 標	現状値(2019年)	目標値(2023年)
1	「1年間に、ホールや施設などで文化芸術を直接鑑賞したことがある」人の割合	57.9%	80%
2	「1年間に、実際に文化芸術を鑑賞又は体験する機会があった(学校での機会を除く)」子どもの割合	39%	50%

※1 指標1の数値は、まちづくり市民アンケートにより把握します。

国の文化芸術推進基本計画では、2020年までに、「鑑賞活動をする者」の割合が約80%まで増加することを目指しています。国の数値を参考に目標値を設定しています。

※2 指標2の数値は、市内小学生保護者へのアンケートにより把握します。

5 文化芸術振興の取組み

大牟田市がすすめているESDと本計画でのSDGs(持続可能な開発目標)の視点

大牟田市では全ての市立小・中・特別支援学校が平成24年1月にユネスコスクールの認定を受け、学校や地域の実態に合わせて、持続可能な開発のための教育(ESD)を行っています。学校と家庭と地域などが連携協力し、市をあげて「ESD」を進めています。

また、平成27年9月に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」SDGsが策定されました。

ESDとSDGsの関係は、ESD(持続可能な社会の担い手づくり)を通して、SDGs(17すべての目標)の達成に貢献するものです。ESDを推進することがSDGsの達成に直接・間接につながっています。

令和元年7月には、大牟田市は内閣府の「SDGs未来都市」に選定され、市ではこれを機にますますSDGsとESDを推進していくこととしています。

そして、SDGsの17の目標には、本計画に関連する目標が4つあります。

文化芸術を通して人々の創造性や感性を育むとともに、人のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成することにより、SDGsの達成に向けて取り組みます。



大牟田市文化芸術振興プランでは、これらの中から基本目標に沿う4つの目標について、国際的な課題解決にもつながることを認識しながら取り組んでいきます



文化芸術を通して
持続可能な発展につながる
好循環社会を目指す

4 質の高い教育を
みんなに



11 住み続けられる
まちづくりを



【基本目標1】

文化芸術が創造・発信されるとともに、次世代への継承が行われ、市民に充実した文化芸術活動の鑑賞や参加の機会が提供されている

1 優れた文化芸術にふれることができる

① 文化施設における、鑑賞・参加・創造型事業の展開

大牟田文化会館や大牟田市立三池カルタ・歴史資料館をはじめとした文化施設で優れた文化芸術にふれることができるよう、質の高い文化芸術の鑑賞や体験の機会の充実を図ります。

主な取り組み

- 文化会館自主企画文化芸術事業
- その他文化施設での文化芸術事業

② 本市の特色ある文化芸術事業の充実

「日本のカルタ発祥の地」や「押花文化のふるさと」と言われる本市の特性や絵本作家や多くの漫画家を輩出した強みを活かし、カルタ・押し花・漫画・絵本など本市の特色を活かした文化芸術事業の充実を図ります。

主な取り組み

- 本市の特色を活かした文化芸術事業

2 気軽に文化芸術に親しむことができる

① 市民が参加しやすい場所・時間や企画による文化芸術事業の充実

地区公民館や大牟田文化会館などの公共施設のほか、地域や市内のイベントで市民が身近に文化芸術に親しむことができるよう、参加しやすい事業の充実を図ります。

主な取り組み

- 地区公民館文化祭・文化芸術の体験講座
- 文化会館自主企画文化芸術事業
- 市内イベントと連携した文化芸術事業

② 多様な文化芸術事業の実施

多様なジャンルの市民に開かれた文化芸術事業を実施し、興味・関心に合わせて気軽に文化芸術活動に参加できる機会をつくります。

主な取り組み

- 大牟田市民文化のつどい

3 文化芸術が継承されている

伝統文化や伝統芸能の次世代への継承

高齢化や会員減少に悩む文化芸術団体の文化芸術活動の継承を支援します。主に、次世代を担う子どもの文化芸術活動や市民の文化芸術活動の裾野の拡大に取り組みます。

主な取り組み

- 大牟田市民文化のつどい文化継承事業
- 地域の文化芸術団体の活動紹介
- 地域の伝統芸能の継承支援

4 文化芸術の情報が効果的に発信され、さまざまな世代が情報を入手しやすい環境である

多様な広報媒体の活用と効果的な広報戦略

世代や市民のニーズに合った情報発信の内容や手段の改善を図ります。市の広報紙を中心にチラシ・ポスター等の紙媒体による情報発信を効果的に行うほか、ホームページやSNSによる情報発信を積極的に行い、若者をより意識した広報戦略を推進します。

主な取り組み

- ホームページでの文化芸術イベントカレンダー
- SNSによるイベント告知



文化芸術を通して子どもや若者が豊かな感性や時代を生きぬく力を身につけ、心豊かでたくましい青少年が育まれている

1 子どもが質の高い文化芸術に身近にふれている

① 文化施設での文化芸術の鑑賞・体験事業の充実

大牟田文化会館をはじめとした文化施設で子どもが質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。

主な取り組み

- 大牟田文化会館での学校鑑賞事業
- 子どもアートスクールツアー（仮称）
（近隣の上質な劇場や美術館に子どもを連れ出すもの）
- 文化芸術の体験ワークショップ、工作教室

② 学校での文化芸術のアウトリーチ事業の充実

子どもが身近な場所で多様な文化芸術にふれる機会を充実させるため、学校でのアウトリーチ事業に継続的に取り組みます。

主な取り組み

- まちの芸術家派遣事業
- 文化庁文化芸術による子供育成総合事業の活用
- 学校の文化芸術活動促進のための支援

③ 家庭での文化芸術に親しむ機会づくりの推進

子どもが家庭で文化芸術にふれる機会を充実させるため、親子で楽しめる文化芸術事業の取組みを進めるほか、保護者を含めた大人が文化芸術の大切さについて理解を深めるための意識の醸成を図ります。

主な取り組み

- 親子コンサート
- 文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業



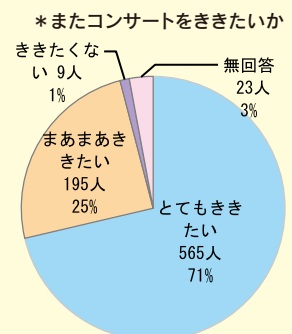
ちよつと知ってほしいMEMO



普通に見るんじゃなくてひきつけられるような音楽ですごくきれいだった。(小学5年生)

初めてコンサートに行ったら生の楽器の音がきけてよかった。強弱のリズムや音の雰囲気が変わるところがとてもおもしろかった。(小学6年生)

子どもの文化芸術体験 文化会館での学校鑑賞事業
ウィーン・ピアノ四重奏団コンサート(H30年)



2 子どもや若者の豊かな表現力が育まれている

子どもや若者のコミュニケーション教育の推進

多様な価値観のなかで自分を主張し、他者を理解できる基礎的なコミュニケーション能力の育成を図るため、文化芸術を通じたコミュニケーション教育に資する事業に取り組みます。

子どもや若者が他者と交流して何かを作ることなどを通して、表現力や合意形成力を身につけ、相互理解の力を育みます。

主な取り組み

- 文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業
- 演劇やダンスなどのワークショップ

ちょっと知ってほしいMEMO

社会の変化と子どもたちに求められる能力とは？ (出典:「子どもたちのコミュニケーション能力を育むために」
 コミュニケーション能力が求められる背景 文部科学省コミュニケーション教育推進会議審議経過報告より)

21世紀は「知識基盤社会」の時代であるとともに、グローバル化が一層進む時代である。それは、多様な価値観が存在する中で、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々とともに、それぞれ異なる意見や考え、アイデアなどを交換し、正解のない課題、経験したことのない課題を解決していかなければならない「多文化共生」の時代でもある。このような21世紀を生きる子どもたちは、積極的な『開かれた個』であることが求められる。

3 若者の力が文化芸術を通して活かされている

若者参画型の文化芸術事業の実施とまちの魅力の発信

若者が文化芸術を通してまちの魅力を発信するとともに、文化芸術事業に参画するなかでふるさと大牟田への愛着を高めるような若者育成事業を展開します。

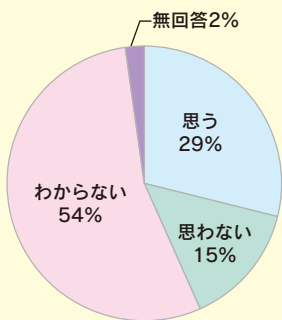
主な取り組み

- 若者の関心に合わせた文化芸術事業
- 高校生による文化芸術発表

ちょっと知ってほしいMEMO

高校生や青年を対象とした若者90人に「将来大牟田市に住みたいと思うか」を聞きました (P16若者にきく文化芸術に関するアンケートより)

* 将来、大牟田市に住みたいと思うか



『思う』(29%)が『思わない』(15%)より高い割合となり、若者のふるさとへの愛着を感じ取ることができました。

一方で、『わからない』と答えた割合が最も高く(54%)、進路や環境の変化又は自身の意向により大牟田を離れる可能性がある若者が潜在的に多いことがわかりました。

ずっと住み続けたい、迷ったが残る、または例え離れてもいつか戻りたいと思う。そのように、若者が大牟田で暮らすことの価値を認め、その暮らしを選ぶまちづくりを目指すことが求められます。

文化芸術を通して郷土への愛着を高める体験の機会を創出します。

大牟田市では次世代を担う青少年の人材育成としてさまざまな取組みが行われています。
 「市立学校でのESD」、「わくわくシティ基金事業費補助金制度」、「大牟田市社会教育振興プラン2020～2023」など、子どもや若者をはぐくむこれらの取組みも視野にいれ、連携・活用を図りながら基本目標2の施策を推進します。

学校でのESDの取組み



演劇ワークショップ

文化芸術
振興プラン

わくわくシティ基金事業費補助金の活用

スポーツ・文化の振興を通じて次世代を担う青少年の人材育成を図る目的で交付される「わくわくシティ基金事業費補助金」を積極的に活用し、未来の大牟田の人づくり・まちづくりに資する文化芸術事業を推進していきます。

子ども若者の育成

大牟田市社会教育振興プラン2020～2023に基づく「次世代を担う人づくり事業」

事業名	内容
子ども交流体験事業	義務教育課程が修了する15歳までの子どもを対象に、家庭や学校、地域の様々な人と関わり、いろいろな体験・交流を通じて、人間性、社会性、郷土愛を育む事業を行います。 ○子ども交流・体験講座の実施 ○様々な職業につく人が子どもに向けての体験談やエールを送る「子ども未来デッサン事業」の実施 ○通学合宿や子どもの居場所への支援 ○障害のある子どもと、障害のない子どもがボランティアと交流を通じて、体験活動を行う「交流教育地域推進事業ふれあい共室」の実施
高校生まちづくり体験事業	高校生を中心とした概ね18歳までの若者が、自ら企画・実施する郷土愛につながるまちづくり体験事業を支援します。 ○高校生まちづくり体験事業（ふるさと発見ウォーク、高校生総合発表会等） ○地区公民館が支援する高校生等自ら企画・実施する取組み



【基本目標3】

文化芸術を観光、まちづくり、教育、福祉等の関連分野に活かし、大牟田の個性を高めている

1 大牟田の特色ある文化芸術が発信されている

本市の特色ある文化芸術事業の推進

カルタ・押し花・漫画・絵本など本市の特色を活かした文化芸術事業を実施し、市内外に本市の魅力を発信します。

主な取組み

- 三池カルタ・歴史資料館自主企画事業
- 本市の特色を活かした文化芸術事業

2 文化芸術から大牟田の特色や新たな価値が生まれ、シティプロモーションやまちづくりにつながっている

文化芸術による本市の個性の創出とシティプロモーションとの連携

文化芸術が観光、まちづくり、教育、福祉等の関連分野と連携を図ることにより、大牟田ならではの魅力や新しい価値を創出し、本市のイメージアップを図ります。

また、文化芸術が他の分野の発展にも寄与し、広くまちづくりへの役割を果たせるよう活かしていきます。

主な取組み

- 文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業
- 本市の特色を活かした文化芸術事業
- 文化芸術を活用した福祉分野における生きがいづくり
- 他の分野の関係機関との意見交換会



ちょっと知ってほしいMEMO

◆大牟田は日本のカルタ発祥の地

カルタは、16世紀末、ポルトガル人によって日本に伝えられ、筑後の国・三池（現在の三池市域）で作られたといわれています。

現存する日本最古のカルタには「三池住貞次」、つまり三池に住む貞次という職人が彫ったことが記されています。

◆大牟田は押花文化のふるさと

大牟田市出身の押花作家・杉野俊幸さんは乾燥した草花が半永久的に変色しない技術確立し、押花文化を広めました。現在、その子である杉野宣雄さんが著名な押花作家として全国的に活躍するほか、市内では押花サークルによる活動が盛んに行われています。

◆大牟田は多くの漫画家を輩出してきた

三池炭鉱があった大牟田市には多くの労働者や家族が集まり、まちにはたくさんの貸本屋が存在しました。そのような土壌をもつ大牟田市からは『ポーの一族』の萩尾望都さん、『エコエコアザラク』の古賀新一さん、『マカロニほうれん荘』の鴨川つばめさんをはじめとして多くの漫画家が輩出されています。

◆「ともだちや」内田麟太郎も大牟田市出身

大牟田市出身の絵詞（えことば）作家・内田麟太郎さんの絵本「おれたち、ともだち！」シリーズは累計発行部数200万部を超える大人気作品で小学校の国語の教科書にも採用されています。

大牟田市では子どもたちへの絵本の読み聞かせなどの活動が活発に行われています。

10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



【基本目標4】

地域の文化芸術を支える人材が育成され、文化芸術を通して、人と人、人と地域のつながりが生まれるとともに、まちに支え合いの風土が広がり、まちの魅力が高まっている

1 多様な人材や文化芸術団体、文化施設、行政が相互に連携し、地域の文化芸術の土壌が広がっている

地域の文化芸術を推進するネットワークの形成

地域の文化芸術活動を活性化するためには、関係団体が相互に連携・協働し、地域の文化芸術の振興を図ることが重要です。これらの関係団体による対等な立場でのつながりや柔軟な連携・協働を可能にする枠組みを形成することを進めます。

主な取り組み

- 協働型文化芸術事業の実施（実行委員会等の設置）
- 文化芸術関係団体による情報共有の取り組み
- 文化芸術事業への後援・共催

2 文化芸術分野の人材が育成され、地域の文化芸術環境を支えている

文化芸術に資する人材の育成

文化芸術を支え発展させていくためには、文化施設の環境整備とともに、文化芸術の創り手と受け手(市民)をつなぎ有効に機能させるソフト面の充実が必要です。本市の文化芸術活動を支援する人材や団体、事業を支えるボランティア等の育成に取り組みます。

主な取り組み

- アートマネージャーやコーディネーター（文化芸術と社会をつなぎ、地域の文化芸術普及のために活動する人）の養成及び支援
- 文化芸術活動サポーターの育成

3 あらゆる人が文化芸術を通して交流し、社会に参加する機会がある

① 文化芸術による市内外での交流の促進

文化芸術を通して人々につながりや交流が生まれるとともに、多様な価値観や文化への理解を深める機会を生み出します。

主な取り組み

- 地域での文化芸術事業の開催
- 有明圏域定住自立圏が連携した文化芸術の取り組み
- 文化芸術による異文化理解促進の取り組み
- 文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業

② 文化芸術を通じた社会参加の取り組み

文化芸術は体験や交流の機会を通じて、人々が多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を進める機能を持っています。そこで、年齢や障害の有無、置かれている状況などに関らず、誰もが文化芸術を通して社会に参加できる機会づくりを推進します。

また、文化施設が教育・福祉・医療分野と連携、協力して地域の社会的課題を解決するための取り組みや居場所づくりの取り組みを行うことを推進します。

主な取り組み

- 障害のある人の文化芸術活動の推進
- 文化施設による社会包摂事業
- 高齢者生きがいつくり社会参加促進事業

※「社会包摂」とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

実施主体

基本目標	施策	取組み	関係団体	
1 文化芸術が創造・発信されるとともに次世代への継承が行われ、市民に充実した文化芸術活動の鑑賞や参加の機会が提供されている	優れた文化芸術にふれる	文化会館自主企画 文化芸術事業	文化振興財団	
		その他文化施設での 文化芸術事業	三池カルタ・歴史資料館 石炭産業科学館ほか	
		本市の特色を活かした 文化芸術事業	生涯学習課 文化施設 各種実行委員会	
	気軽に文化芸術に親しむ	地区公民館文化祭・ 文化芸術の体験講座	地区公民館	
		文化会館自主企画 文化芸術事業	文化振興財団	
		市内イベントと連携した 文化芸術事業	大牟田市 文化芸術団体ほか	
		大牟田市民文化のつどい	生涯学習課 文化芸術団体	
	文化芸術が継承される	大牟田市民文化のつどい 文化継承事業	生涯学習課 文化芸術団体	
		地域の文化芸術団体の 活動紹介	生涯学習課 文化芸術団体 文化振興財団	
		地域の伝統芸能の継承支援	世界遺産・文化財室 生涯学習課	
	文化芸術情報の効果的な発信	ホームページでの文化芸術 イベントカレンダー	生涯学習課 文化振興財団	
		SNSによるイベント告知	広報課 生涯学習課ほか	
	2 文化芸術を通して子どもや若者が豊かな感性や時代を生き抜く力を身につけ、心豊かでたくましい青少年が育まれている	子どもが質の高い文化芸術に身近にふれる	大牟田文化会館での 学校鑑賞事業	文化振興財団 教育委員会
			子どもアートスクール ツアー（仮称）	生涯学習課 教育委員会
			文化芸術の体験ワークショ ップ、工作教室	文化振興財団 三池カルタ・歴史資料館ほか
まちの芸術家派遣事業			生涯学習課 文化芸術団体	
文化庁文化芸術による 子供育成総合事業の活用			教育委員会 生涯学習課	
学校の文化芸術活動促進 のための支援			教育委員会 生涯学習課	
親子コンサート			文化振興財団 文化芸術団体	
子どもや若者の豊かな表現力が育まれる		文化芸術が生み出すまちの 魅力アップ事業	実行委員会（生涯学習課・文化 振興財団・教育委員会）ほか	
		文化芸術が生み出すまちの 魅力アップ事業（再掲）	実行委員会（生涯学習課・文化 振興財団・教育委員会）ほか	
		演劇やダンスなどの ワークショップ	生涯学習課 文化振興財団 文化芸術団体	

基本目標	施策	取組み	関係団体
	若者の力が文化芸術を通して活かされる	若者の関心に合わせた文化芸術事業	生涯学習課 各種実行委員会
		高校生による文化芸術発表	生涯学習課 各種実行委員会
3 文化芸術を観光、まちづくり、教育、福祉等の関連分野に活かし、大牟田の個性を高めている	大牟田の特色ある文化芸術が発信される	三池カルタ・歴史資料館自主企画事業	三池カルタ・歴史資料館
		本市の特色を活かした文化芸術事業（再掲）	生涯学習課 文化施設 各種実行委員会
	文化芸術から大牟田の特色や新たな価値が生まれ、シティプロモーションやまちづくりにつながる	文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業（再掲）	実行委員会（生涯学習課・文化振興財団・教育委員会）ほか
		本市の特色を活かした文化芸術事業（再掲）	生涯学習課 文化施設 各種実行委員会
		文化芸術を活用した福祉分野における生きがいづくり	生涯学習課 福祉課 文化芸術団体ほか
他の分野の関係機関との意見交換会	観光、まちづくり、教育、福祉等関係機関		
4 地域の文化芸術を支える人材が育成され、文化芸術を通して、人と人、人と地域のつながりが生まれるとともに、まちに支え合いの風土が広がり、まちの魅力が高まっている	多様な人材や文化団体、文化施設、行政が相互に連携し、地域の文化芸術の土壌が広がる	協働型文化芸術事業の実施	各種実行委員会
		文化芸術関係団体による情報共有の取組み	生涯学習課 文化施設 文化芸術団体
		文化芸術事業への後援・共催	生涯学習課 教育委員会
	文化芸術分野の人材が育成され、地域の文化芸術環境を支える	アートマネージャーやコーディネーターの養成及び支援	文化振興財団 生涯学習課
		文化芸術サポーターの育成	生涯学習課 文化振興財団
	あらゆる人が文化芸術を通して交流し、社会に参加する機会がある	地域での文化芸術事業の開催	地域コミュニティ団体 地区公民館 文化振興財団ほか
		有明圏域定住自立圏が連携した文化芸術の取組み	生涯学習課 文化振興財団
		文化芸術による異文化理解促進の取組み	生涯学習課ほか
		文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業（再掲）	実行委員会（生涯学習課・文化振興財団・教育委員会）ほか
		障害のある人の文化芸術活動の推進	生涯学習課 福祉課ほか
		文化施設による社会包摂事業	文化振興財団 市立図書館 カルタ・歴史資料館ほか
		高齢者生きがいづくり社会参加促進事業	高齢者生きがいづくり社会参加促進事業実行委員会（地域コミュニティ推進課ほか）

第3章

- 計画の目標と具体的な取組み

第4章

計画の推進



第4章

計画の推進

1 本計画の推進に当たって

本市の文化芸術の振興を図るためには、行政、市民、文化芸術団体、学校、文化施設などが協力・連携しながら、本計画を推進していくことが重要です。

また、人口減少が進むなか、持続発展可能なまちづくりに取り組むためには、文化芸術を通して将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者の豊かな感性を育み、心豊かでたくましい青少年を育成することは大きな課題であります。

そこで、特に本計画期間にあっては、次世代を担う人づくりに力を入れ、文化芸術を通じた子どもや若者の育成を図る基本目標2を重点施策として推進していきます。



2 各主体の役割

◆市民

文化芸術の主役は市民自身であり、一人ひとりの市民が文化芸術の担い手として期待されます。

文化芸術に関心を持ち、積極的にふれたり、参加したりすることを通して、それぞれの持つ力を存分に発揮し、市民の視点から文化芸術を活性化していくことが望まれます。

◆地域コミュニティ団体

各地域では、さまざまな文化的行事や取組みが行われるとともに、地区公民館などでもサークル活動が活発に行われています。このような取組みを通じて人々の交流やつながりを生み出すとともに、地域に伝わる文化や行事を次世代に受け継いでいくことが期待されます。

◆文化芸術団体

大牟田文化連合会をはじめとした文化芸術団体は、市民の文化芸術活動のけん引役として、それぞれの創造性を発揮し、個性ある文化芸術活動を自律的に展開するとともに、他の団体・機関とも積極的に連携・協力しながら地域の文化芸術振興を推進することが期待されます。

また、次世代を担う子どもたちに、優れた文化芸術の体験の機会を提供するとともに、伝統文化を尊重する心や文化芸術を愛好する心情、感性などを育む取組みを推進することが期待されます。

◆学校

子どもの創造力、表現力、コミュニケーション能力などの豊かな感性や多様な個性を育むため、学校において子どもが様々な文化芸術にふれ体験できる機会を充実させることが望まれます。

また、子どもが歴史・伝統・文化に対する理解を深め、これらを尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情を育み、豊かな心の涵養を図るための取組みを推進することが期待されます。

◆企業

地域の文化芸術振興が地域に活力を与え、地域経済の活性化にもつながることから、積極的に文化芸術事業への協賛・支援を行い、市民や行政と連携して地域の文化芸術活動の担い手、支援者となることが期待されます。

◆文化施設

施設の目的に応じて、市民のニーズに合った文化芸術事業や質の高い文化芸術事業を実施するとともに、文化芸術活動者の育成や支援を行い、市民が文化芸術にふれる機会を積極的に後押しすることが期待されます。

また、市民が文化芸術を通して人や社会とつながる交流の拠点となり、「居場所」や「出番」の創出を通じて様々な社会的課題を解決する場となることが期待されます。

◆行政

市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心や理解を深めるよう努めます。

そのために、本計画に則り、本市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行う必要があります。文化芸術情報の提供や活動の場の充実のほか、わくわくシティ基金を活用した財政的支援を通して、市民が文化芸術活動を行いやすい環境を整えていきます。

◆公益財団法人大牟田市文化振興財団

(公財)大牟田市文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人として地域の文化振興と大牟田市の発展に貢献することが期待されます。

そのために、大牟田市の政策実現のパートナーとして、大牟田市と協力して本計画の推進に取り組むとともに、大牟田市や他の文化芸術団体と連携を図りながら、より質の高い文化芸術事業を展開することが期待されます。

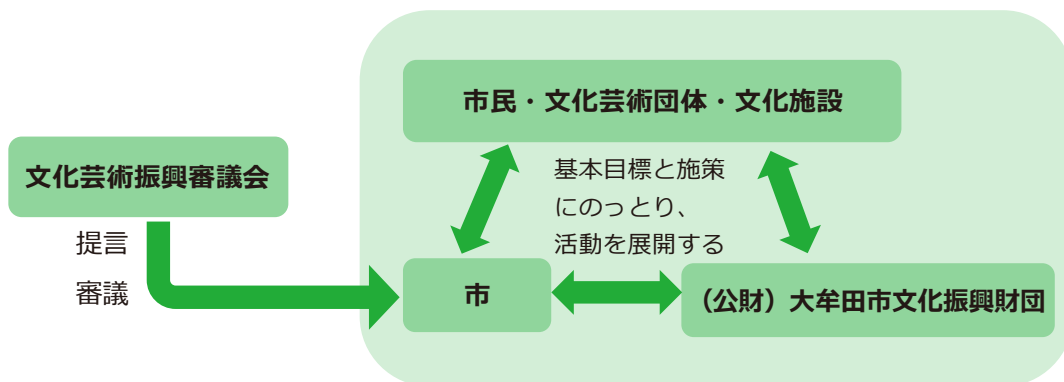
3 計画の推進体制

本計画で示された施策が効果的に実施され、それが基本目標の実現に向かっているか、その進捗管理を行う必要があります。

そのため、大牟田市文化芸術振興審議会に本計画の進捗状況を報告し、協議を行っていきます。そして必要に応じて施策の評価・見直しを行い、改善を図るものとします。

大牟田市文化芸術振興プラン

大きな目標の達成に向けて、基本目標と施策、それぞれの役割を定める



資料編

- *文化芸術基本法
- *文化芸術推進基本計画
- *大牟田市文化芸術振興審議会委員名簿
- *大牟田市文化芸術振興プラン改訂審議の経過
- *大牟田市文化芸術振興プラン(案)
に対する市民意見募集結果
- *大牟田市文化芸術振興審議会からの答申

○文化芸術基本法

平成13年12月7日号外法律第148号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、

将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、

青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(略)

附 則 〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(略)

附 則 〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

○文化芸術推進基本計画～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

平成30年3月6日閣議決定

前文 文化芸術の「多様な価値」を活かして、「文化芸術立国」の実現を目指す

我が国は、諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統がある。また、我が国では、多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が盛んに行われてきた。

こうした我が国の文化芸術資源は、保存技術や材料の確保、伝承者の育成等を含め、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により今に受け継がれてきた価値あるものであり、世界に誇るべきものである。これを維持、継承、発展させることはもとより日本人自身がその価値を十分に認識する必要がある。

今日、少子高齢化やグローバル化の進展、情報技術の急速な進展など社会状況が大きく変化する中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められている。また、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である。

このような中、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)が制定されてから16年が経過した昨年、基本法の初めての改正がなされた。新しい文化芸術基本法では、文化芸術自体が固有の意義と価値を有するという基本法の本質を前提とした上で、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を基本法の範囲に取り込むとともに、新たに政府による「文化芸術推進基本計画」の策定が位置付けられたところである。

新しい文化芸術基本法の下、政府一体となって本基本計画を推進することにより、文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」を実現することを目指す。

さらに、各地方公共団体においても、地方文化芸術推進基本計画を策定に努めるなど、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることを期待したい。

第1 我が国の文化芸術政策を取り巻く状況等

1 文化芸術の価値等

- 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）においては、文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされている。また、文化芸術それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、自己認識の基点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされている。
- このような文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

（本質的価値）

- ・ 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・ 文化芸術は、国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

（社会的・経済的価値）

- ・ 文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・ 文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・ 文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。
- 我が国の文化芸術資源は、保存技術や材料の確保、伝承者の育成等も含め、長い歴史を通じて各地域の先達の地道な努力により今に受け継がれてきた価値あるものである。国だけでなく地方でも、大切な宝として地域住民の理解を深め、確実に保存、継承していくべきものである。

2 昨今の我が国の文化芸術を取り巻く状況変化

（新しい文化芸術基本法の成立）

- 平成29年6月に行われた文化芸術基本法の改正の趣旨は、文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることである。
- 文化芸術の継承、発展及び創造には文化芸術団体1や文化施設2が積極的に役割を果たすべきであるとともに、文化芸術の推進のためには国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者3等の関係者相互の連携及び協働が重要である。
- 改正法の附則において、文化庁の機能拡充等の検討条項が設けられ、政府において文化庁の機能強化について検討が進められるとともに、地方創生の観点から文化庁の京都移転が進められている。

（少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化）

- 少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展など社会の状況が著しく変化する中で、こうした変化に応じた社会の要請に応じつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が一層求められている。
- 一方、急激な社会変化によって、人材や活動の場の確保等文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化する中で、特に、分野によっては、後継者育成や適切な専門的人材の確保等が困難となっている。

（東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催）

- 平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、同大会は我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である。
- 2020年東京大会を契機として、歴史、風土や衣食住の文脈の中で、多様で豊かな日本文化の価値を国際的に分かりやすく発信することが求められている。
- 平成32年（2020年）及びそれ以降の遺産（レガシー）が全国各地で創出されることを意識した施策の戦略的な展

開が喫緊の課題である。

(文化芸術立国の実現)

- 文化芸術は心豊かな国民生活や活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持っている。今後、新しい文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、更なる取組を進め、文化芸術立国を実現していく必要がある。
- 国及び地方公共団体は、心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力ある社会を構築するため、今こそ、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、文化芸術に関する施策の推進を政策の根幹に据え、文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められており、文化芸術により生み出される本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させる」ことが重要である。

第2 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

- 文化芸術基本法の前文では、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであるとされている。また、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであるとしており、こうした文化芸術の役割は、今後も変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるものとされている。
- このような文化芸術基本法を前提としつつ、文化芸術推進基本計画(第1期)においては、我が国の文化芸術政策の取り巻く状況を踏まえ、文化芸術の「多様な価値」(本質的価値及び社会的・経済的価値)を創出して未来を切り拓くため、国際的な動向も勘案しつつ、中長期的な視点からの四つの目標(「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」)を定めることとする。
- なお、ここで言う「文化芸術」は文化芸術基本法で使用されている「文化芸術」と同義であり、同法第8条から第13条に規定されている、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽、文化財等を指している。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

(文化芸術の振興と教育の重要性)

- 我が国は、諸外国を魅了する有形・無形の文化財を有しているとともに、日本人には地域に根付いた祭りや踊りに参加する伝統、衣食住の文化など暮らしの中に文化が根付いている伝統がある。また、我が国では、多様な文化芸術活動が行われるとともに、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われている。こうした我が国の文化財や伝統等は、世界に誇るべきものであり、日本人自身がその価値を十分に認識し、これを維持、継承、発展させることが重要である。
- 文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有し、特に本物の文化芸術の鑑賞や歴史・風土に根ざしたふるさとの文化芸術に触れる体験学習等の文化芸術に関する教育(以下「文化芸術教育」という。)は、豊かな人間性や創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらすものである。
- 文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に発揮されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮することが重要である。
- 世界に誇れる我が国の優れた文化芸術を次世代へ継承するためには、芸術家等文化芸術を担う者が能力を発揮し、その功績が社会から評価され、一層尊敬、尊重されることで更なる文化芸術の発展へとつながるような、持続可能性のある社会を築くことが必要である。
- 文化芸術団体は、劇場、音楽堂等や美術館、博物館、図書館等の文化施設と連携し、文化芸術活動の充実を図るなど、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすことが求められている。
- 劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承、創造、発信する場であるとともに、人々が集い、人々に感動と希望をもたらす、人々の創造性を育み、人々が共に生きるきずなを形成するための地域の文化拠点である。また、全ての国民が心豊かな生活を実現する機能、社会参加の機会を開く社会包摂の機能、コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や国

際文化交流の機能など多種多様な役割を有している。さらに、劇場、音楽堂等は、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携・協力しつつ、様々な社会的課題を解決する場として、その役割を果たすことが求められている。

- 美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携して様々な社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められている。
- 暮らしの文化は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、正に、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしている。
- 言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。例えば、小説や詩などの文学作品、歌、台詞(せりふ)のある演劇、映画、マンガ、アニメ、コンピューターゲームなどの創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものである。また、過去の人々の歴史や生活、文化活動なども言葉によって後世の人々に伝わる部分が大い。加えて、各地域の言語・方言は、当該地域の生活や文化と密接に結び付いており、多様な地域文化の振興、さらには、観光や産業の活性化を考える上でも、重要な要素となっている。
- 著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下「著作権等」という。)は、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の(創作—流通—利用)のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして、文化芸術の振興の基盤を成すものである。また、著作物等の情報を活用する産業、教育、福祉、観光など、文化芸術政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。また、今日の情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用をめぐる環境の急激な変化を踏まえ、著作権制度の整備、著作物等の適正な流通環境の整備、著作権に関する教育や普及啓発の充実、著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより、社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに、これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

目標 2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

(文化芸術の社会的・経済的価値の意義)

- 文化芸術推進基本計画における文化芸術は、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」と広く捉えることができ、人々の活力や創造力の源泉となるとともに、社会の成長の源泉、我が国への威信付与、地域への愛着の深化、関連ビジネスへの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的・経済的価値を有する公共財としての性格も有する。
- 文化芸術への投資により、今ある我が国の文化芸術を含む多様な分野から更に新たなコンテンツや作品が次々と生み出され、国内外に発信されることや、最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、人々が容易に文化芸術を享受できるようになること、全国各地で今までにない魅力的で新たな文化が創造され、イノベーションが生まれ、新たな産業や雇用が生まれることは、文化芸術を通じて人々の創造性や表現力等を高めるとともに、関連ビジネスへの経済的・社会的な波及効果も生むものである。
- 各地の未指定も含めた豊かな文化財や伝統的な文化等に地域の資源として効果的な投資を行い、戦略的に活用することは、交流人口の増加や移住につながるなど地域の活性化にも資するものである。さらに、我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を国際交流を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献するものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。
- 著作権等は、文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており、それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で、著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たすものである。また、文化芸術によるイノベーションを実現する上で、文化芸術関連産業・市場(マーケット)の育成や、先述(目標 1 参照)のとおり文化芸術の創造、発展、継承の基盤を整えることが重要であり、公正な利用に留意しつつ、著作権等の保護を図っていくことが求められている。

目標 3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

(文化芸術による社会包摂の意義)

- 文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれている。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。こうしたことから、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。同時に、我が国の文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承、発展及び創造するため、各地域の歴史や信仰等に根ざした文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められている。

(文化芸術の多様性と双方向の文化交流)

- 我が国が世界の文化芸術の中核(ハブ)となり、海外から我が国へ文化芸術を目的に多くの人々が訪れ、交流するとともに、文化施設や国内外の文化イベントにおいて多言語化に対応し、国際交流・発信が進むこと、文化遺産の媒介により文化的対話が進み、多様な文化の相互理解ができること等により、文化芸術を通じて世界各国の人々を触発し、我が国及び世界において文化芸術活動の相互交流が活発に行われるなど双方向による多様な文化交流が進むことは重要である。
- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、全国各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めることが必要である。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備が重要である。
- 日本語は、我が国の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、我が国の社会や文化についての知識を得て、その理解を深めていくことにつながる。このため、日本語を学んだ者は、日本人との交流が深まり、生活や労働を円滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、我が国と外国との友好関係を構築する橋渡し役となり、国際的な発信者となることが期待される。
- 著作権制度は、著作物等の創作、流通、利用のサイクルの持続的発展の基盤となるものである。著作権関係施策を適切に講じていくことは、いずれも、国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるものであり、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。

目標 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

(地域の文化芸術の推進の意義)

- 我が国の地域の文化力向上に向けて、あらゆる人々が文化芸術に慣れ親しめるよう、その担い手の育成や創造・活動の場に向けた取組に努めることが重要である。
- 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、芸術家、学校等、社会福祉施設、非営利団体、中間支援組織、文化ボランティアなどの関係機関等が相互に連携・協働し、文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げ、総合的な文化芸術政策を展開することが重要である。

(文化芸術を支える専門的人材)

- 文化芸術は、芸術家等のみならず、文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術に関する技術者、美術館、博物館における学芸員や劇場、音楽堂等、文化芸術団体の各種専門職員等、地域の文化芸術に熟知しマネジメント力を備えた人材、多様で高いスキル(技能等)を有する専門的人材を必要としており、こうした人材の育成・確保が我が国の文化芸術の持続的な発展において重要である。特に文化財の修理等の文化芸

術の担い手については、その育成・確保が求められている。

- 学芸員については、美術館、博物館が社会包摂や地域創生の礎となることが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や地域振興、観光振興等への対応も求められている。このように美術館、博物館が求められている新たな役割に対応するために、専門人材を適切に配置することが重要である。
- 在留外国人が増加している中、我が国において外国人が持っている能力を十分に発揮して活躍するには日本語の習得が非常に重要な鍵となる。このため、日本語能力が十分でない者の日本語学習需要に的確に応えていくには、日本語教育実施機関・施設等における日本語教育の専門性を有する人材の確保が重要である。

(文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者、文化ボランティア)

- 地域の文化芸術の継承、発展及び創造において文化芸術団体や文化施設、中間支援組織等が果たす役割は重要であるとともに、企業の社会的責任（CSR）が重視されている中で、企業等の民間事業者が地域の文化芸術活動の支援のみならず、文化芸術団体や文化施設の運営等に対して一層支援することが期待される。
- また、地域の文化芸術活動を進めるに当たっては文化ボランティアも文化芸術活動を支える重要な人材であり、専門的な知見を有する人材の参加も期待される。

第3 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性等

- 上記の四つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）を中長期的に実現するため、第1期文化芸術推進基本計画の期間中（平成30～34年度（2018～2022年度）の5年間）においては、国際的な動向も勘案しつつ平成32年（2020年）及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識して、六つの戦略（「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定めることとし、国家戦略としての文化芸術政策を強力に推し進める。
- また、文化芸術基本法に基づく基本計画の効果的かつ着実な推進を図るため、「今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策」を定めることとし、関係省庁の関連施策や文化芸術基本法において基本的な施策に例示として追加された事項を含めて盛り込む。
- なお、各施策については、厳しい財政事情に照らして、既存施策の不断の見直し、効率化や重複施策の統合を進めること等により重点化を図りつつ、最大限の効果を上げる必要がある。

大牟田市文化芸術振興審議会委員名簿

役職	区分	委員名	団体名
会長	学識経験者	齋藤 豊治	九州大谷短期大学
	文化団体	野中 邦敏	大牟田文化連合会
	文化団体	深浦 洋子	大牟田文化連合会
	文化団体	木村 法子	大牟田音楽家協会
副会長	文化施設	堤 隆明	大牟田文化会館
	文化施設	梶原 伸介	大牟田市立三池カルタ・歴史資料館
	地域団体	右田 忠義	大牟田クラシックギター愛好会
	市民	香山 真理子	市民公募
	教育機関	西田 雅子	大牟田市中学校校長会
	教育機関	衛藤 幸雄	大牟田市高等学校校長会

大牟田市文化芸術振興プラン改訂審議の経過

年 度	日 程	内 容
平成30年度	8月～9月	大牟田市文化芸術に関する市民意識調査
	3月13日	文化芸術振興審議会 ○文化芸術振興プランの改訂について ○市民意識調査結果の速報
令和元年度	5月21日	経営会議 ○文化芸術振興プランの改訂について ○文化芸術振興に関する国の動向 ○改訂プランの構成案
	6月6日	第1回文化芸術振興審議会 ○現行プランの取組み結果 ○市民意識調査から見えてくること ○改訂プランでの必要な施策のポイント
	9月3日	経営会議 ○プラン改訂案の審議
	9月25日	第2回文化芸術振興審議会 ○諮問 ○プラン改訂案の審議
	10月16日	教育委員会 ○文化芸術振興プランの改訂について
	10月15日～11月14日	市民意見公募(パブリックコメント)の実施
	10月29日	社会教育委員の会議 ○文化芸術振興プランの改訂について
	10月30日	第3回文化芸術振興審議会 ○プラン改訂案の審議
	11月1日	市民教育厚生委員会 ○文化芸術振興プランの改訂について
	12月5日	第4回文化芸術振興審議会 ○市民意見公募(パブリックコメント)の結果報告 ○プラン改訂案の審議 ○答申案の審議
	12月25日	文化芸術団体とのプラン改訂案意見交換
	12月26日	答申
	2月4日	経営会議 ○プラン改訂案の審議

大牟田市文化芸術振興プラン(案)に対する市民意見募集結果

パブリックコメント（市民意見募集）の実施状況

<実施概要>

- ①実施期間……令和元年 10 月 15 日（火）～ 11 月 14 日（木）
- ②周知方法……広報おおむた（10 月 15 日号）、市ホームページ
- ③閲覧場所……生涯学習課、情報公開センター、各地区公民館、大牟田文化会館、大牟田市立図書館、市民活動等多目的交流施設（えるる）、市ホームページ
- ④提出方法……郵送、持参、ファックス、電子メール

寄せられた意見 1 件(提出した市民1名)

No.	意見の内容	市の考え方
1	大牟田市の多くの子どもたちに、質の高い、本物の舞台芸術に出会う機会があることを知らせてもらいたい。 そのためにも、学校へのポスター掲示や市内小・中学校の子どもたちへのチラシの配布により、広く子どもたちや保護者への情報の提供をしてほしい。	市や教育委員会が後援・共催する文化事業のチラシやポスターについては、主催者からの依頼により、現在も教育委員会の許可を得て市内小・中・特別支援学校に配布しています。 文化芸術に関する情報の提供については、今後も効果的な発信に取り組んでいきます。

令和元年 12 月 26 日

大牟田市長 関 好孝 殿

大牟田市文化芸術振興審議会
会長 齋藤 豊治**大牟田市文化芸術振興プラン改訂案について（答申）**

令和元年9月25日付生第809号により諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申します。

記

大牟田市では、平成27年に策定された「大牟田市文化芸術振興プラン」に基づき、地域の文化芸術の振興に関する様々な施策を展開してきましたが、その後の社会情勢の変化や「文化芸術基本法」の大幅な改正、そして市制100周年を迎えた本市の次の時代に向けた人づくり・まちづくりの大切さへの認識が深まり、本市の文化芸術を取り巻く状況も変化しています。

そのような中、今回諮問された大牟田市文化芸術振興プラン改訂案について、当審議会において慎重に審議した結果、今後の4年間における具体的な施策が体系的に組み立てられており、その内容は全体として概ね妥当であると認めます。

今後、本市の文化芸術の振興にあたっては、諸情勢の変化等にも適切に対応されるとともに、次の事項に十分配慮されることを要望します。

- 1 人口減少が進むなか、持続発展可能なまちづくりに取り組むためには、文化芸術を通して将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者の豊かな感性を育み、心豊かでたくましい青少年を育成することは最重要課題である。
そこで本改訂プランにおける基本目標2を特に力を入れて推進していくことを要望する。
- 2 本改訂プランの成果を判断する指標に、子どもが文化芸術に親しむ割合を計る指標を追加されたい。
- 3 子どもの文化芸術に触れる機会を充実するためには、保護者を含めた大人が文化芸術に対する理解を深め、家庭での機会の充実を図ることを目指す必要がある。
基本目標2に「子どもと保護者の文化芸術体験」の視点を加え、親子で参加できる文化芸術事業の充実を図るとともに、家庭や保護者へ文化芸術の大切さや楽しさを伝える啓発に工夫して取り組まされたい。
- 4 本改訂プラン案は、さまざまな要素を分析し、国の動向等も踏まえ、多岐にわたった施策を展開することとしている。基本目標の視点は適当であると認められる一方、施策や取組みが重複している部分も見受けられるため、再度整理することを検討されたい。
- 5 それぞれの基本目標ごとの取組みについて、その実施主体が不明確であるため、市民にわかりやすい表記を心がけ、関係団体の明記を検討されたい。
- 6 地域の文化芸術振興が地域に活力を与え、地域経済の活性化にもつながることから、文化芸術活動への企業の参画及び支援を一層実現できるよう、企業の文化芸術事業への関わりが広がる仕組みづくりに努められたい。
- 7 本改訂プラン策定後は、広く市民に周知を図るため、周知活動を工夫されたい。

大牟田市文化芸術振興プラン(2020～2023)
令和2年3月 発行

発行 大牟田市
編集 市民協働部生涯学習課
大牟田市黄金町1丁目34番地
(生涯学習支援センター1階)
TEL 0944-41-2864
<http://www.city.omuta.lg.jp>
